

昭和三十三年四月二十二日　衆議院会議録第三十三号　漁港の整備促進等に関する決議案

一
国会の承認を得た漁港整備計画に基く修築事業の早期完成を図るため所要の予算措置を講ずること。

第三種港湾のうち、特に重要性が大きいものについては、特定重要港湾の例にならないその整備促進のため特別な措置を講ずること。

右決議する。

○小泉純也君　ただいま議題となりました漁港の整備促進等に関する決議案につきまして、自由民主党並びに日本社会党を代表いたしまして、その提案の趣旨弁明をいたします。

水産資源を開発し、漁業の振興を図るために、その基本的な生産装置である漁港を、すみやかに整備することが最も重要な国策の一つである。

一 第三種漁港のうち、特に重要で
あり、かつ、その規模が大きいものについては、特定重要港湾の例にならないその整備促進のため特別な措置を講ずること。

一 漁港行政の重要性と事業の増大

とはかんがみ これが行政機能を
強化擴充すること。

水産業の振興を積極的にいかゞり、もつて国民保健食糧の確保と水産物の輸出の伸張を期することは、わが国経済自立の國策遂行上最も重要なこと

たまに、今後大幅なる消費予算の増額が要請されておる次第でございます。(拍手)

専門の年々増加する事務は、
専門として水産庁の一課である漁港
課が担当しており、かかる状況のもと
では、事務の適正かつ迅速なる処理は

えしばしまなのであります。これらの漁港整備の方針の国会で承認をされたものであります。肝心かなめの予算措置が

水産業の基本的生産基盤である漁港施

改の整備をすみやかに実施しなければならないことは、言うを待たないとこでございます。しかるに、漁港整備見合は皆

現われは著しく立ちあがんでしているため、漁港本来の経済的機能を果す上に大支障を来たしているのが現状であります。すなはち、全国漁港を内

二千七百に及ぶ漁港指定を見ているにもかわらず、これが整備の面においては、去る三十年本院において決議が

なされ、その後において国会の承認を経て整備計画が改正されたのであります

七港であつて、全指定漁港数の二四%にすぎず、また、この計画においても、三十二年度までに完成した漁港は

（了）すかに七八八港、工事中のもの四百
港であつて、今なお未着手漁港百八
八港があるといふ状態であります。

なお、この整備計画の進捗度を工費の点について見ますと、全所要国費百二十二億円中、昭和三十一年度末

すでに支出した国費は、その約三割、三百三十六億円であつて、なお二百八十八億円を残しております。本年度以降五カ

。近年においては漁港修築予算が増

初めて三十億円が確保できた程度で、この程度の予算では今後なお十カ年の長年月を要することになり、新長期経済計画にいり三十七年度までの完成のために、今後大幅なる漁港予算の増額が要請されておる次第でございます。(拍手)

次に、漁港のうち、その利用範囲が全国的なものは、現在第三種漁港として指定されており、その数百五十余港に及んでおりますが、この中には、全國の漁船が利用するとはいえ、利用度あるいは漁獲物の数量等、その程度においては相当の開きがあり、中でも遠洋漁業あるいは沖合い漁業の根拠地的性格のもので特に大規模のものがあることは、御承知の通りであります。これら大規模漁港は、当然その事業費も巨額となり、勢い地元負担の点においても過重となり、その工事に長年月を要するというものが現状であります。しかも、これらの漁港は、国民蛋白食糧供給のためばかりでなく、輸出水産物の増産のため大いに貢献し、わが国水産業振興のため、まことに重要な役割を果しておる次第でございます。

一方、港湾の面におきましては、外國貿易を増進するといふ見地から、特定重要港湾の指定を行い、これが施設について手厚い国の負担を行なつておるのであります。このような実情にかんがみ、第三種漁港のうち特に重要なものについては、特定重要港湾の例にならつて、その整備促進をはかることが至当と存する次第であります。また、漁港整備の根幹をなす工事の適正な実施と、これが維持管理に関する漁港行政機構が適切でなければならぬことは、言を要しないところであります。

ります。しかも、漁港修繕事業、災害復旧事業、あるいは漁港局部改良事業、海岸保全事業等、近年その事業量に著しく増大してきておるのであります。これらの年々増大する業務は、旧態依然として水産庁の一課である漁港課が担当しており、かかる状況のもとでは、事務の適正かつ迅速なる処理は期しがたく、遺憾の点少しとしないのであります。この点につきましても、同様、港湾関係と対比されるのであります。まして、すみやかに漁港行政機構の拡充をはかり所期の目的達成のため遺憾ながらしむべきであると存する次第であります。

あります。沿岸漁業者にとって、この漁港の整備の進むことは、單に産業上の問題にとどまらず、一たんあらしにありますや、煽るべきところを失って生命の危険にさらされることさえしばしばなのであります。これらの漁港整備の方針の国会で承認をされたものでさえ、肝心かなめの予算措置が講ぜられないで、関係者をちょっとうれしがらせるだけで、一向にその事業の進展を目指す、あるいは事業半ばにして打ち捨てられているものも多く、かくしては、いたずらに国費の乱耗に終るものといふべく、少くとも、国会の承認を得た漁港整備計画に基く修築事業は、一日も早く完成を期する責任を政府は感すべきであります。

第三種漁港のうち、特に重要であり、規模の大きいものについては、特定重要港湾の例にならつて、その整備を促進するために、特別措置の法律化が必要であるとさえ痛感するものであります。わが国産業の重要な基盤に対しことが必要なことは言うまでもあります

○淡谷忠藏君　ただいま提案されまし
た決議案につき、日本社会党を代表し
て賛成の討論を行います。

海岸線の「長いことわが國のこと」とあ
は、およそ世界にその例少きものであ
ります。従つて、水産資源を開発し、
漁業の振興をはかることは、国策の重
要なものであるにかかわらず、その基
盤をなす漁港の整備がなおざりにさ
れ、沿岸漁業の衰退を来たしておるこ
とは、まことに遺憾にたえざるもの

本決議案に対し、簡単に賛成の趣旨を述べて、私の討論を終ります。

(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○國務大臣石井光次郎君登壇
○國務大臣(石井光次郎君) 漁港は水産業における重要な基本的生産基盤でありまして、漁船の保全及び稼働率の向上、漁獲物の処理能力の増強及び鮮度保持、漁業経営費の節減等について大きな役割を果しておりますので、漁業の振興をはかるためには、すみやかに漁港の整備をすることが國としても最も必要な施策の一つであることは、申すまでもないことでござります。從来におきましても、漁港の整備に関するにつきまして十分努力をして参つたつもりでございまするが、種々の制約がありまして、その結果は必ずしも満足すべきものではございませんので、まことに遺憾なことだと存じております。

ただいま本院におきまして議決となりました事項、すなわち、漁港整備計画に基く修築事業の早期完成をはかるための予算措置、第三種漁港のうち特画に重要なものの整備促進のための特別措置及び漁港に関する行政機構の強化拡充は、いずれもさきわめて緊急かつ重要なものであると存じますので、御決議の趣旨に従いまして、所期の目的を達するよう、一その努力をいたしましたいと思っております。(拍手)

案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長片島港君。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月十九日

内閣総理大臣 岸 信介

日本電信電話公社法の一部を改正する法律

日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

3 経営委員会は、必要と認める事項について、監事に監査を命ずることができる。

第十九条中「及び理事五人以上十人以下」を、理事五人以上十人以下及び監事二人」に改める。

5 監事は、公社の業務を監査し、その監査の結果を経営委員会に報告する。

第二十一条中第五項を第六項とし、同条第四項中「二年とする。」を「二年とし、監事の任期は、三年とする。」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 監事は、経営委員会が通信大臣の認可を受けて任命する。

3 経営委員会は、理事が第十二条第三項第一号から第四号までの一つに該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第二十四条に次の二項を加える。

経営委員会は、監事が第十五条各号の一に該当するとき、その他監事が監事たるに適しないと認めるときは、通信大臣の認可を受けさせて、これを罷免することができる。

第二十六条中「副總裁又は理事」を「監事」に改める。

第五十八条第一項中「作成」、「下に」を「これに監事の監査報告書を添え、」を加え、「一月以内」を「二月以内」に改める。

第七十六条に次の二項を加える。

通信大臣は、経営委員会に対して、公社の監督上特に必要があると認める事項について、監事に監査をさせ、及びその結果を報告すべきことを命ずることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

日本電信電話公社の監査機能を確立するため、公社に、監事制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案に対する修正案

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案に対する修正案

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案に対する修正案

第二十二条の改正に関する部分中「通信大臣の認可を受けて」を削る。

○片島港君登壇

〔片島港君登壇〕

「報告書は会議録追録に掲載」

〔二十四条の改正に關する部分〕

第七十六条の改正に関する部分

「通信大臣の認可を受けて、」を削る。

本法律案は、去る二月十九日内閣から提出されたものであります。その眼とすることは、日本電信電話公社の経営委員会のもとに、新たに執行統から独立した監事制度を設けて、公社の監査機能を充実し、経営の合理化をはかりうとするものであります。内容としては、公社に経営委員会が信大臣の認可を受けて任免する任期年の役員監事二名を置き、公社の業績を監査して、その結果を経営委員会に報告し、財務諸表に添付すべき監査報告書を作成し、公社と公社監裁との損害が相反する事項については、経営委員会から選任されて公社の代表者とする等の職務に服せしめるほか、経営委員会は必要と認める事項について監査を命じ得ること並びに、通信大臣は、経営委員会に対し必要事項を事に監査させ、その結果の報告を求めることができる旨を規定してあります。

通信委員会におきましては、二月九日本案の付託を受け、三月五日政より提案理由の説明を聽取し、慎重に審査を命じ得ること並びに、通信大臣は、経営委員会に対し必要事項を求めることができる旨を規定してあります。

電報 (号外)

4

日程第六 入場税法の一部を改正する法律案(第二十六回国会本院提出)(參議院送付)

法律案、日程第四、会計法の一部を改正する法律案、日程第五、社会福利事業等の施設に関する措置法案、日程第六、入揚税法の一部を改正する法律案、右五案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長足利慶君

日本開発銀行法の一部を改正する
法律案
右
国会に提出する。

昭和三十三年一月二十九日
内閣総理大臣 岸 信介

(借入金の限度額等)
第十九条の二 第三十八条第一項の規定による借入金の額は、第四条第一項に規定する資本金及び第三十六条第一項に規定する準備金の合計額の二倍に相当する額をとることとなるてはならない。
前条第一項第一号から第三号までの規定により行う資金の貸付及び社債の応募並びに譲受に係る債

権の現在額並びに同項第四号の規定により行う保証による債務の現在額の合計額は、第四条第一項に規定する資本金及び第三十六条第一項に規定する準備金の額並びに前項の規定による借入金の限度額の合計額をこえることとなつてはならない。

第五十一条第五号を次のように改める。

五 第十八条の二第一項の規定に違反して資金の借入をし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付、社債の応募、債権の譲受若しくは債務の保証をしたとき。

目次中「第二節 贈与税(第二十二条の二第一項の六)」を「第二節 贈与税(第二十二条の二第一項の七)」に改める。

り財産を取得した者の相続人からこれらの方の事由に因り財産を取扱ふとしたすべての者に係る相続税の額(以下本節において「相続税の額」といふ。)を計算し、当該額を基礎としてそれぞれこれらの事由に因り財産を取得した者に係る相続税額として計算した金額にト

2 前項の相続人は、同項に規定する。

（相続税の總額）
る被相続人の民法第五編第二章の規定による相続人（相続の放棄がなかつたものとした場合における相続人）に該当する者とする。

第十六条 相続税の総額は、同一の
被相続人から相続又は遺贈に因り

財産を取得したすべての者に係る
相続税の課税価格に相当する金額

の合計額からその遺産に係る基礎
控除額を控除した金額を当該被相

総務省は、本規則第十五項に規定する
総人の第十五条第二項に規定する

相続人が民法第九百条及び第九百一条の規定による相続分に応じて

取得したものとした場合における
その各取得金額（当該相続人が、

一人である場合又はない場合には、当該控除した金額)につきそ

れぞれその金額を次の各級に区分し、逐次に各率を適用して算出し

た金額の合計額とする。
三十万円以下の金額

百分の十 三十万円をこえる金額

百分の十五

七十万円をこえる金額	百分の二十
五百五十万円をこえる金額	百分の二十五
三百五十万円をこえる金額	百分の三十
五百萬円をこえる金額	百分の四十
七百万円をこえる金額	百分の三十五
七百五十万円をこえる金額	百分の四十五
二千五百円をこえる金額	百分の五十五
三千五百円をこえる金額	百分の五十
五千五百円をこえる金額	百分の六十五
一億円をこえる金額	百分の七十
七千万円をこえる金額	百分の六十五
一億円をこえる金額	百分の六十
七千万円をこえる金額	百分の六十五
一億円をこえる金額	百分の七十
（取得財産に係る基礎控除）	

贈に因り財産を取得したすべての者に係る前項各号に掲げる金額の合計額がその遺産に係る基礎控除額をこえるときは、これらの者の基礎控除額は、同項の規定にかかるらず、それぞれ同項各号に掲げる金額に当該合計額で算出し得た割合を乗じて算出した金額とする。

(各相続人等の相続税額)

第十八条 相続又は遺贈に因り財産を取得した者に係る相続税額は、その被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の総額を、これらの事由に因り財産を取得した者に係る相続税の課税価格からその取得財産に係る基礎控除額を控除した金額によりあん分して算出した金額とする。

(相続税額の加算)

第十八条の二 相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の一親等の血族(その者又はその直系卑属が相続開始前に死亡し、又は相続権を失つたため相続人となつたその者の直系卑属を含む)及び配偶者以外の者である場合においては、その者に係る相続税額は、前条の規定にかかるらず、同条の規定により算出した金額にその百分の二十に相当する金額を加算した金額(当該金額がその者に係る相続税の課税価格に相当する金額に百分の七十の割合を乗じて算出した金

類をこえる場合には、当該割合を乗じて算出した金額)とする。
第十九条の見出し中「二年」を「三年に改め、同条第一項中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に、「二年」を「三年」に改め、「ものに限る。」の下に「以下本条並びに第五十一条第二項第二号及び第三項第二号において同じ。」を加え、「前二条」を「第十五条から前条までに、「第二の」を「その」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

類)について第十六条の規定を適用して算出した金額の三分の一に相当する金額をとる場合においては、そのこえる部分の金額は、当該控除をしない。
(未成年者控除)
第十九条の三 相続又は遺贈に因り財産を得た者(第一条第二号の規定に該当する者を除く。)が該相続又は遺贈に係る被相続人の第十五条第二項に規定する相続に該当し、かつ、二十才未満の者は、その場合においては、その者に定により算出した金額から一万円にその者が二十才に達するまでの年数(当該年数が一年未満であるときは、同条から前条までの相続により算出した金額から一年未満の端数があるときは、これを一年とする。)を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき税額とする。

受けた金額の合計額が第一項の規定による控除を受けることができる者である場合においては、その者又はその扶養義務者とされたことのある者がこれららの規定による控除を受けた金額は、既に控除による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈に因り財産を取得した場合に相続又は遺贈に因り財産を取得した際に第一項の規定による控除を受けた金額（二回以上これらの規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈に因り財産を取得した場合に相続又は遺贈に因り財産を取得した際に第一項の規定による控除を受けた金額）に満たなかつた場合におけるその満たなかつた部分の金額の範囲内に限られる。

規定により算出した金額に改め、「に相当する税額」を削り、同条第二項を削り、第二章第二節中同条を第二十一条の七とし、第二十一条の五の次に次の一条を加える。
(三年以内に同一人から贈与があった場合の贈与税額)

る金額をこえる場合には、当該金額（当該合計額が第一号に掲げる金額のうち）その年の前年又は前前年に
おいて当該贈与者から贈与に因り取得した財産の価額が当該各年において贈与に因り取
得したすべての財産の価額の合計額のうち占める割合をそれぞれ当該各年分の贈与税

に第二項の規定に依る場合を除く外、当該贈与又は遺贈に因り財産を取得した年を「贈与に因り財産を取得した者は、その年分の贈与税額があるときは、その年」に改め、同条第二項を削り、同条第三項第一号中「又は遺贈」を削り、「合計額が十万円をこえる場合」を「合計額につき第二十二条の四から第二十二

第二十一条第一項中「相続(第二十一条の二)を「相続又は遺贈(第二十一条の二)に、「その者について前三条の規定により算出した相続税額からその課せられた税額を控除し、そ
の控除後の税額」を「第十五条から前
条までの規定により算出した金額か
らその課せられた税額に相当する金
額を控除した金額」に、「税額が、そ
の者について前三条の規定により算
出した相続税額」を「金額が、その者
についてこれらの規定により算出し

第二十一条の三第一項第二号
「又は遺贈」を削る。
第二十一条の四中「十万円」を「二
十万円」に改める。

おいて黙認に即り取扱いしたる
の財産の種類の合計額につき前二
条の規定により算出した金額と第一
号に掲げる金額から第二号に掲
げる金額と空余との金額（当該旨

割合を当該合計額につき前二条の規定を適用して算出した金額
金額に乘じて算出した金額

又は遺贈に因り財産を取得したすべての者がこれら之事由に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

た金額」に改め、「当該相続」の下に「又は遺贈」を加え、「に相当する税額」を削り、同条第一項を削る。

日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限る。以下本条において同じ。)を取得した者がその前年又は前年

の税額(利子税額、過少申告
加算税額、無申告加算税額、
重加算税額及び延滞加算税額
に相当する税額を除く。)に相当する
税額を除く。)に相当する

え、かつ、当該課税権柄に係る第十五条から第二十一条までの規定による相続税額があるときは、その」に改め、同条第二項中「相続人」の下に「包括受遺者」と含む。以下第五項、

7

二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「若しくは第二項」とし、同条第五項中「第五項」を「第六項」に改め、「若しくは第二項」を「第三項」に削り、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十条第一項中「第三項」を「第三項」に改め、「この申告書」を「相続税に係る期限内申告書の提出期限後に於いて第三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する事由に該当することとなつた者についても、また同様とする。(この部分中「第一項」の下に「若しくは第六項」を加え、「第三十五条第一項若しくは第三項」を「第三十五条第一項、第三項若しくは第六項」に改め、同項第一号中「当該財産の分割が当人又は括受遺者が当該分割に因り取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたこと」と「その後当該財産の分割が行われ、共同相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつたこと」に改め、同項第一号中「若しくは」を「又は」に、「又は同法」を「同法」に改め、「放棄の取消下に「その他の事由」を加え、同項第二号中「若しくは」を「又は」に、「又は同法」を「同法」に改め、「同法」を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

第三十二条第七項中「第三項及び第四項」を「第二項及び第三項」に改める。
第三十三条第四項中「第三項」を「第二項」に、「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改める。
第三十四条第一項中「相続人又は受遺者が二人以上ある場合においては、これらの者」を「同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者」に、「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改め、「又はその遺贈に因り財産を取得した年分の贈与税額に当該財産の価額が当該贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する贈与税を削り、同条第二項中「相続人又は受遺者が二人以上ある場合においては、これらの者」を「同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者」に、「被相続人又は遺贈者」を「当該被相続人」に改める。
第三十五条第二項に後段として次のように加える。
第三十条第一項後段の規定に該当する者が申告書を提出していない場合においても、また同様とする。
第三十五条第四項中「前三項の規定」を「これらの規定」に改め、同項第五項各号列記以外の部分中「第二項の下に「前段」を加え、「被相続人」を「同条第一項に規定する者の被相続人」に改め、同号中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「被相続人」を「同条第一項に規定する者の被相続人」に改め、同

項第二号を削り、同項第三号中「第三項」を「第二項」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。
三 第二十八条第二項第二号に規定する事由に該当する場合において、同号に規定する申告書の提出期限を経過したとき。
第三十五条に次の一項を加える。
第六 税務署長は、第三十二条第二項第一号から第四号までの規定による更正の請求に基き第一項又は第三項の規定による更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した他の者につき次に掲げる事由があるときは、当該事由に基き、その者に係る課税価格又は相続税額を更正し、又は決定する。
一 当該他の者が第二十七条、第三十条若しくは第三十一条の規定による申告書を提出し、又は第二項若しくは本項の規定による決定を受けた者である場合において、当該申告又は決定が当該申告又は決定があつた後修正申告書の提出又は第一項、第三項若しくは本項の規定による更正があつた場合には、当該修正申告書の提出又は更正に係る課税価格又は相続税額(当該申告又は決定があつた後修正申告書の提出又は第一項、第三項若しくは本項の規定による更正が当該請求に基く更正の原因となつた事實を基礎として計算した場合におけるその者に係る課税価格又は相続税額)が

て、その者につき同号に規定する事実を基礎としてその課税価格及び相続税額を計算することにより、その者が新たに相続税を納付すべきこととなること。

第三十五条の二第一項中「前条」の下に「第一項又は第三項」を加え、「第五十五条但書の場合における更正については、同条但書に規定する財産の分割があつた日の翌日から四月を経過した日」を削る。

第三十八条第一項中「一万円を」「三万円を」「相続に因り」を相続又は遺贈に因りに、「五万円を」「十五万円」に、「十万円」を「三十万円」に、「当該税額に一円未満の端数があるときは、これを一万円として計算した金額）を一万円で除して得た數」を「三万円で除して得た數（その数に一未満の端数があるときは、これを一とする）」に改め、同条第二項中「一万円」を「三万円」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十九条第二項中「第二項及び第四項」を「及び第二項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第四項中「及び第四項」を削る。

第四十条第五項中「当該税額に係る利子税額を含む。」を「第二項又は前条第七項の規定により延納の許可を取り消されたため一時に徵収されるもの及びこれらに係る利子税額を含む。以下本項において同じ。」に、「(利子税額、延滞加算税額及び公壳の費用を含む。以下本項において同じ。)」を「並びに当該税額

6 国税徴収法第七条ノ四第四項の規定は、第三十八条第一項若しくは第三項又は前条第八項の規定により提供された担保物について準用する。

第四十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定」を「前項の規定」に改め、同項を同条第二項として、同条第四項を同条第三項とする。

第四十九条を次のように改める。

(申告書の公示)

第四十九条 稅務署長は、相続税又は贈与税に係る申告書の提出があつた場合において、次に掲げる場合(贈与税に係る申告書については、第一号に掲げる場合に限る)に該当するときは、当該申告書の提出があつた日から四月以内に、当該申告書の記載に従い、その者の氏名、納稅地及び課税價格を少くとも一月間公示しなければならない。

一 当該申告書に記載された課税價格が千万円をこえる場合

二 当該申告書に添附された第二十七条第四項に規定する明細書に記載された被相続人の死亡の時における財産の価額(債務の金額がある場合には、当該金額を控除した金額)が三千万円をこえる場合

第五十一条第一項各号列記以外の部分中「第五十二条」を「次条」に改め、同項第一号中「第三項」を「第二

項第二号に掲げる場合について同項」に改め、「若しくは第二項」を削り、同項第三号中「当該一年を経過した日から修正申告書の」を「詐偽その他不正の行為により相続税又は贈与税を免かれた者が税務署長の調査により第三十五条の規定による更正があることを予知してこれを提出した場合を除くほか、当該一年を経過した日からその」に改め、同条第二項第一号中「第三項」を「第二項第二号に掲げる場合について同項」に改め、「若しくは第二項」を削り、同項十五条の規定により分割され、第二号を削り、同項第三号中「第五条の規定により分譲され、い財産について民法の規定による相続又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、当該財産の分割が当該相続又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたため当該分割に因り取得した財産を基礎として申告書を提出したときは、当該分割があつた日の翌日から四月を経過した日」を「相続若しくは遺贈に因り財産を取得した者が、期限内申告書の提出期限後に、その被相続人からこれらの事由に因り財産を取得した他の者が相続開始前三年以内に当該被相続人から贈与に因り取得した財産で相続税の計算の基礎とされていなかつたものがあることを知つたため期限後申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は第三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由が生じたため期限後申告書若しくは修正申告書を提出した場合は、これら申告書を提出した日が「翌日」に改め、「(以下本号において「起算日」という。)及び

ら贈与に因り取得した財産で相続税の計算の基礎に算入されていなかつたものを当該計算の基礎に算入することにより第三十五条第一項、第二項前段又は第三項の規定による更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る第三十六条第一項の規定による通知をした日の翌日」に改め、「(以下本号において「起算日」といふ。)及び「(当該追徴税額が更正に係るものである場合において、当該更正の通知が起算日から一年を経過した日の後になされたときは、当該更正が詐偽その他不正の行為により相続税を免かれた者についてなされたものである場合を除く外、当該一年を経過した日から当該更正の通知がなされた日までの日数を控除した日数)」を削り、同号を同項第二号とする。

十六条第一項の規定による通知をした日とする。」を加え、同号ハ中「第二号若しくは第三号」を「第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 延納の許可を受けた日相続税額の計算の基礎となつた財産の価額のうちに占める立木の価額の割合が政令で定める割合をこえる場合においては、当該延納税額のうち立木の価額に対するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額についても、同項中「百円につき一日一錢の割合」とあるのは、「百円につき一日一錢五厘の割合」とし、当該延納税額についての同条第五項の規定の適用については、同項中「当該分納税額に達するまでは、当該分納税額」とあるのは、「まず分納税額のうち次条に規定する立木の価額に対応する部分以外の部分の税額に達するまでは当該税額に充てられたものとし、次に当該立木の価額に対応する部分の税額に達するまでは当該税額」とする。

第五十三条第一項中「第三十八条第四項第二号に掲げる者」を「税務署長において期限内申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認める者」に改める。

第五十五条中「相続に因り」を「相続又は包括遺贈に因り」に、「もののみなす」を「ものとしてその課税価格を計算するものとするに」、「その分割が当該相続分又は包括遺贈の割合

四

- 第六十六六条第三項中「遺贈又は包
括遺贈」を「又は遺贈」に改め、「又は
遺贈及び「又は遺贈者」を削り、同
条第四項中「遺贈又は包括遺贈」を
「又は遺贈」に、「遺贈者又は包括遺
贈者」を「又は遺贈者」に改める。
附則第三項中「相続に因り」を「相
続又は遺贈に因り」に改める。

基礎」を「財産に係る課税価格を基礎」に改める。
第六十一条中「相続人又は受遺者」を「当該被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した者」に改める。
第六十五条第一項中「遺贈若しくは包括遺贈」を「若しくは遺贈」に、「遺贈又は包括遺贈」を「又は遺贈」に改める。

十六条第一項の規定による通知をした日とする。」を加え、同号ハ中「第二号若しくは第三号」を「第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

2 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
法(以下「新法」といふ。)の規定は、この附則に特別の定のあるものを除くほか、昭和三十三年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。)により取得した財産に係る相続税又は同日以後に贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得した財産に係る贈与税から適用し、同日前に相続(包括遺贈及び被相続人

この法律の施行後昭和三十五年十二月三十一日までに相続又は遺贈により財産を取得した者について、同条中「当該相続の開始前三年以内」とあるのは、昭和三十四年十二月三十一日までに当該財産を取得した者につては、「当該相続の開始前二年以内」と、昭和三十五年中に当該財産を取得した者につては、「昭和三十三年一月一日から当該相続の開始の日まで」とする。

既に旧法の規定による未成年者撲滅額に達するまでの金額とする。
5 新法第二十一条の六の規定は、昭和三十四年分以後の贈与税から金額の百分の五十に相当する全額を受けた金額の合計額を撲滅する。
適用するものとし、同年分の贈与税についての同条の規定の適用については、同条各号列記以外の部 分中「その年」とあるのは「昭和三十四年」と、「その前年又は前前年」とあるのは「昭和三十三年」とあるのは「昭和三十三年」ことである。同条第一号中「その年以前三年以内」とあるのは「昭和三十三年及び昭和三十四年」と、同条第二号「その年の前年又は前前年」とあるのは「昭和三十三年」とあるのは「昭和三十三年」と、「同年分」と、同号ロ中「その年」「その年に」とあるのは「昭和三十四年」と、「当該各年分」とあるのは「昭和三十四年」と、「それぞれ当該各年分」とあるのは「昭和三十三年」とあるのは「昭和三十三年」と、「その年の前年又は前前年」とあるのは「昭和三十三年」と、「同年分」と、同号ロ中「その年」「その年に」とあるのは「昭和三十四年」とする。

よめ財産を取得した者又はその相続人がこの法律の施行の日までに相法第二十七条の規定による申告書を提出している場合においては、当該申告書は、新法第二十七条の規定による申告書とみなす。この場合において、当該申告書に係る相続税額が当該財産の価額につき新法第二章第一節の規定を適用して算出した相続税額に比し過大となるときは、その者は、この法律の施行の日から六ヶ月以内に、新法第三十二条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

「第一節」とあるのは「第二節」とそれぞれ読み替えるものとする。
9 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十条第四項中「又は被相続人による贈与（相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの）に因り」に改める。
第十条第四項中「又は被相続人からの遺贈に因り」と、被相続人からの遺贈又は被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡に因り効力を生ずるものに因りに、「贈与に因り」を「贈与（被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡に因り効力を生ずるもの）を除く。」に因りに改める。
10 災害被害者に対する租税の减免、徵収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。
第四条中「、遺贈又は贈与」を「若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下第六条第一項において同じ。）又は贈与（贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与を除く。以下第六条第二項において同じ。）に改める。
第六条第一項中「、包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する贈与（贈与を除く。）」を削る。
第八条及び第九条中「相続税」の下に「、贈与税」を加える。

11 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和十九年法律第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「被相続人からの遺贈及び扶養義務者からの包括遺贈」を「又は遺贈（贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与）に、財産を取得した者が」を「財産を取得した者で当該相続又は遺贈に係る被相続人の同法第十五条第二項に規定する相続人に該当するものが」に、「十八歳」を「二十歳」に改め、「相続を係る」及び「（包括遺贈者を含む。）」を削り、「第十六条」を「第十九条」の三に、「二万円」を「一万元」に、「当該相続に因り」を「当該相続又は遺贈に因り」に改める。

12 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「又は被相続人からの遺贈」を「被相続人からの遺贈又は被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡により効力を生ずるもの」に改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与（相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの）を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六十九条第一項中「（包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。）」を「（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項

は第二号による場合は厚生大臣の意見を聞き、その貸付が同条第三号による場合は法務大臣の意見を聞き、貸付契約を解除することができる。

前項の規定により契約を解除する場合においては、同項に規定する財産の所管大臣は、当該地方公共団体又は法人に弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該地方公共団体又は法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明すべき日時、場所及びその処分をなすべき理由を通知しなければならない。

この法律は、公布の日から施行する。
【報告書は会議録追録に掲載】
入場税法の一部を改正する法律案
(第二十六回国会衆議院提出)
本院において継続審査をした右の案
は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三条の四により
付する。

附則

(小字及び一は參議院修正)
入場税法の一部を改正する法律
入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のよろに改正す
る。

申し上げます。
まず、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

した。これを各相続人の実際の取得額に応じて配分して各人の相続額を計算する方式を採用することとあります。

通り可決いたしました。
次いで、委員長より次の附帯決議案
が発議せられましたが、採決の結果、
全会一致をもってこれを付すべきもの
と決しました。

附帯決議の案文は次の通りであります。

本改正法施行に当り「最低の価格
の由出をした者」を契約の相手方と
しない場合は、その運用に当つて

三百円以下であるときは、第一号の規定にかかるらず、入場料金の百分の二十の税率により課税する。ただし、前項の規定の適用を妨げない。

入場料金が一人一回について三百円以上あるときは、入場料金の百分の二十二とされるとき、入場料金の百分の三十二とされる。

第六条第一項中、「第四条第一項第一号」を「第四条」に、「百三十円又は五百四十円」を「百三十円、百五十円又は三百円」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十二年六月一日から施行する。

この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた入場税については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔足鹿覺君登壇〕

〔報告書は会議録追録に掲載〕

この法案は、慎重審議の後、主に内閣が採決いたしましたところ、全会一致もつて原案の通り可決いたしました。次に、相続税法の一部を改正申上げます。

今回の改正は、政府の説明によれば、現行相続税の課税方式は、遺産分割の状況により著しく税負担があり、農家、中小企業者等、一般の分割が困難な相続の場合に、その分担が総体的に重くなりがちである欠陥がありますので、特に中小財團に対し相続税負担の軽減を行ふため所要の改正を行おうとするものであります。

そのおもな改正の内容のまでは、相続税の課税方式を改めたことがあります。すなわち、現行の相続人は、各相続人のそれぞれの取得財産につき五十万円を基礎控除した後の価格に対して累進税率を適用してすることとなつておりますのを、の改正案では、遺産の総額から一基準控除を行なった後の価額を法定相続人が民法の相続分に従つて相続したものとした場合の相続税の総額を

第三は、相続税の税率について、その累進度を緩和するとともに、配偶者控除及び未成年者控除についても改正を行おうとするものであります。すなはちに、現行では、これら控除はそれぞれを執行する方式をとっていますが、われわれ課税価格から控除する方式をとつて、税額控除の方式に改めるともに、配偶者控除については一定の限度を設け、未成年者控除については特に控除額を引き上げることとしております。

第四は、相続税の改正に即応して、贈与税の基礎控除及び税率について改正を加えることであります。すなはち、基礎控除を現行の十万円から二十万円に引き上げ、少額の贈与財産に対する税率の緩和をはかることとしておるのであります。

以上のほか、贈与税について新たに年十万円をこえ贈与が行われた場合には、これを三年間累積して課税する制度を設けるとともに、退職手当の非課税限度について、生命保険金と同様、法定相続人一人につき五十万円に引き上げることとしております。

本案は、審議の結果、去る十八日、大平委員及び石村委員提案の修正案が提出されました。その修正案の内容は、配偶者に対する税額控除が税額の三分の一に定められることとしております。

正部分を除く原案については全会一致をもつてそれぞれ可決され、よつて本法律案は修正議決されました。

次に、会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、第二十四回国会に提出され、自來引き続き継続審査となつて今国会に至つたものであります。そのおもなる内容は次の通りであります。

すなわち、現行の会計法におきましては、国が契約をする場合には、すべて公告して競争に付することを原則といたしておりますが、最低の落札者によつては、工事の投げ出し、竣工遅延等により完全な履行がなされない場合も予想されますので、かかる場合に備え、相手方とすべき者の申し出にかかる価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、一定の手続を経て、予定価格の制限の範囲内で、次順位の最低価格の申し出をした者が当該契約の相手方とすることができる」といたしております。

本案につきましては、審議の結果、去る十八日質疑を終了し、討論の通告がありませんので直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の

正部分を除く原案については全会一致をもつてそれぞれ可決され、よつて本法律案は修正議決されました。次に、会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、第二十四回国会に提出され、自來引き続き継続審査となつて今国会に至つたものであります。そのおもなる内容は次の通りであります。

すなわち、現行の会計法におきましては、国が契約をする場合には、すべて公告して競争に付することを原則といたしておりますが、最低の落札者によつては、工事の投げ出し、竣工遅延等により完全な履行がなされない場合も予想されますので、かかる場合に備え、相手方とすべき者の申し出にかかる価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、一定の手続を経て、予定価格の制限の範囲内で、次順位の最低価格の申し出をして者を当該契約の相手方とすることができる」といたしております。

本案につきましては、審議の結果、去る十八日質疑を終了し、討論の通告がありましたんで直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次いで、委員長より次の附帯決議案が発議せられましたが、採決の結果、全会一致をもつてこれを付すべきものと決しました。

附帯決議の案文は次の通りであります。

本改正法施行に當り「最低の価格の由出をした者」を契約の相手方としない場合は、その運用に當つて

は、政府は中小企業者に不利になることのないよう配慮するべきである。

次に、社会福祉事業等の施設に関する措置法案について申し上げます。

この法律案は、社会福祉法人、更生保護会等が国または地方公共団体から委託を受けた場合におきましては、国有財産の無償貸付を受け得る道を開くようにならうとするものであ

ります。すなわち、社会福祉法人が生活保護法に基き生活扶助、医療扶助、失業扶助等の保護の用に約八割以上を充てる施設として用いる場合、また

は、児童福祉法に基き母子寮保育所、乳児院、肢体不自由児施設等のために約八割以上を充てる施設として用いる場合、並びに、更生保護会が国の委託を受けて行う更生保護の事業のために約八割以上を充てる施設として用いる場合で貸付し得ることといたしております。

この法案に対しましては、これが乱用されることがないよう、次のとおり附帯決議案が委員長より発議されました。すなわち、

この法律案について申し上げます。

本法案は、去る四月十八日の当委員会において質疑を終了し、討論の申し出がないので直ちに採決いたしました。

は、当該施設の運営上必要な適正について行うものとし、その範囲

規模のものに限ることとし、か

つ、この法律施行の際貸付中のもの

のを主とすること。

(2) この法律施行の際貸付中の財産

に係る既往の貸付料等で未納のも

のについて、完納しない限り、無

償貸付をしないこと。

本法案は、去る四月十八日の当委員

会において質疑を終了し、討論の申し

出がないので直ちに採決いたしました

ところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

本法案は、去る第二十六回国会で当大

蔵委員会において全会一致をもって起

草したもので、本院を通過以来、参議

院において継続審査となっていたもの

であります。去る三月三十一日参議

院において修正議決され、本院に送付

されてきたのであります。

本案の内容は、現在芸術的価値が高いと思われる歌舞伎、新劇等の純演劇

について高率の入場税が課税されてい

る現状にかんがみ、これら純演劇成

の見地から、政令で定めるものについて

附帯決議案が委員長より発議されました。すなわち、

この法律案について申し上げます。

本院における修正の内容は、政令

努力すべきであるが、社会福祉事業施設等の基準に合致しないものに対し

てまで、この法律に規定する措置をとるよう

とするものであります。

昭和三十三年四月十七日

提出者

太崎 茂男

亀山 幸一

緑織 翩三 德田與吉郎

永田 充一 吉田 重延

矢尾喜三郎 川村 繼義

中井徳次郎 正外十九名

(行政書士会の報告義務)

第十七条 行政書士会は、所属の行

政書士が、この法律若しくはこの

法律に基く命令、規則その他都道

府県知事の処分に違反し又は第七

条各号の一に該当すると思料する

ときは、その旨を都道府県知事に

報告しなければならない。

第十八条 条文を次のように改める。

行政書士法(昭和二十六年法律第

四号)の一部を次のように改正す

る。

第十五条第一項中「行政書士会を設立することができ。」を「一箇の

行政書士会を設立しなければならぬ。」に改める。

第十六条第一項中第六号を第七号とし、

第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げる。第二号の次に次の一号を加える。

三 入会及び脱会に関する規定

第十六条の次に次の三条を加える。

(会則の認可)

第一項中第六号を第七号とし、

第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げる。第二号の次に次の一号を加える。

三 入会及び脱会に関する規定

第十六条の次に次の三条を加える。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算

して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、附則第二項から第五項ま

での規定は、公布の日から施行する。

(行政書士会の認可)

2 この法律の公布の際現に存する行政書士会は、この法律の施行前に、この法律による改正後の行政

書士法(以下「新法」という。)第十

六条及び第十六条の二の規定の例により、会則を変更し、都道府県

知事の認可を受けることができる。

第十七条を次のように改める。

(組合員期間の計算の特例)

第七条 更新組合員の施行目前の次の期間は、新法第三十八条第一項に規定する組合員期間に算入する。

一 恩給公務員期間のうち次の期

間を除いた期間。ただし、その期間のうちに在職年の計算において加算することとされている

年月數（法律第一百五十五號附則）

第二十四条第二項又は第三項に

規定する加算年のうちこれらのみ

算入しないこととされている年

月数以外の年月数を除く。)があ

るときはその年用数を加算し

数があるときはその年月数を半

減した後の期間とする。

イ 法律第五百五十五号附則第二
十四条の規定により照合の基

十四条の規定による累積の基

さるて いる恩給公務員期間

口 在職年の計算において除算

務員期間

八 増加恩給等を受ける権利を

有する者の恩給公務員期間

二、更新組合員又は更新組合員であつた者の遺族が公務扶助

料を受ける権利を有する場合

における当該更新組合員又は

更新組合員であつた者の恩給

二 旧法の規定による退職年金

（旧令による共済組合等からの

年金受給者のための特別措置法
(昭和二十五年法律第二百五十
六号) 第二十四条の規定により

三 前号の期間以外の旧長期組合員期間で施行日の前日まで引き続いているもの

四 前二号の期間以外の旧長期組合員期間で施行日の前日まで引き続いているもの

五 職員(国家公務員法(昭和二十年法律第二百二十号)の施行前ににおけるこれに相当する者及び國以外の法人に勤務する者で恩給公務員又は旧長期組合員に該当するものを含む。以下第九条において同じ。)であつた期間と重複する期間があるときは、それぞれその重複する期間を除いた期間を同項第二号から第四号までの期間とす。

第三章 退職給付に関する経過措置

第一節 退職年金の受給資格に関する経過措置

(恩給公務員であつた更新組合員の特例)

第八条 組合員期間(前条の規定を適用して算定した新法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいふ。第五十条第一項を除き、以下同じ。)が二十年未満である更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたものが退職(新法第二条

第一項第四号に規定する退職をいたり、以下同じ。)をした場合において、その者の施行日前の在職年の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が次の各号に掲げる年数以上であるときは、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廢疾一時金は、支給しない。

一 施行日前の在職年が十二年以上である者 十七年

二 施行日前の在職年が五年以上十一年未満である者 十八年

三 施行日前の在職年が五年未満である者 十九年

(特種の期間の通算)

第九条 新法第七十六条又は前条の規定に該当しない更新組合員が退職した場合において、組合員期間に次の期間を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廢疾一時金は、支給しない。

一 職員であつた期間のうち、恩給公務員期間及び第七条第一項第二号から第五号までの期間を除いた期間

二 昭和二十年八月十五日において旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第一条に規定する旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合又は外地關係共済組合の組合員であつた者で昭和二十三年六月三十日までに職員となり、その後施行日まで引き続き職員であるもののこれららの共済組合の組合員であつ

た期間で昭和二十年八月十五日まで引き続いているもののうち、恩給公務員期間及び第七条第一項第二号から第五号までの期間を除いた期間

三 地方鉄道会社（公共企業体職員等共済組合法附則第十二条第三項に規定する地方鉄道会社をいう）に勤務していた者で当該会社所属の鉄道の買収に際して国に引き継がれ、その後施行日まで引き続き職員であるものの当該会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続いているものうち恩給公務員期間を除いた期間

四 国際電気通信株式会社、日本電信電話工事株式会社又は日本電話設備株式会社に勤務している者でこれらの会社の買収に際して国に引き継がれ、その後施行日まで引き続き職員であるもののこれらの会社に勤務している期間で買収の時まで引き続いているもののうち恩給公務員期間を除いた期間

（警察監獄職員の普通恩給等の受給権を有すべき者の特例）

第十条 更新組合員が退職した場合において、第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば、警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給を受ける権利を有することとなるときは、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2 新法第七十六条又は第八条若しくは前条の規定と前項の規定とに

同時に該当する者に対しても、これららの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれか多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、新法第七十六条又は第八条若しくは前条の規定による退職年金のうちいずれか一を支給する。

第二節 退職年金の額に関する通則措置

(更新組合員の一般的特例)

第十一条 更新組合員に対する新法第七十六条又は第八条若しくは第九条の規定による退職年金の額は、次の各号に掲げる期間に応じて該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七条第一項第一号の期間
十七年までの年数については一年につき恩給法の俸給年額の五十一分の一、十七年をこえる年数については一年につき恩給法の俸給年額の百五十分の一に相当する金額(その額が恩給法の俸給年額の百分の四十九に相当する金額をこえるときは、当該金額)

二 第七条第一項第二号から第四号までの期間(控除期間を除く。)前号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき旧法の俸給年額の六十分の一、二十年をこえる年数については一年につき旧法の俸給年額の九十分の一に相当する金額

までの年数については旧法の俸給年額の百二十分の一・一、二十分の一・一に相当する金額十一年をこえる年数については一年につけ旧法の俸給年額の百八十分の一・一に相当する金額四施行日以後の組合員期間前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数（「一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下同じ。」）については一年につき新法の俸給年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき新法の数についても同様に計算して、同項第四号の期間に加算して、同項第一号の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（一時恩給、退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた更新組合員の特例）

十二条 次の各号に掲げる者に対する前条第一項の規定の適用については、第一号に掲げる者に係る同項第一号の金額又は第二号若しくは第三号に掲げる者に係る同項第一号若しくは第三号の金額とそれぞれ次の各号に掲げる金額とする。

一一時恩給を受けた後その基礎となつた在職年の年数一年を二ヶ月に換算した月数内に再び恩給公務員となつた更新組合員又は一時恩給を受けた後再び恩給公務員となることなく当該月数内に更新組合員となつた者前項第一項第一号の規定の例により

算定した金額から、それぞれ第四条並びに第五条第一項及び第二項本文の規定を適用しないものとした場合又は更新組合員である恩給公務員であつたものとみなした場合に恩給法第六十四条ノ二本文の規定により控除すべきこととなる金額を控除した金額

二 旧法第四十一条の規定により退職一時金の支給を受けた更新組合員 前条第一項第二号又は第三号の規定の例により算定した金額から、当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき、旧法の俸給年額の百分の〇・七五に相当する金額を控除した金額

三 旧法第四十五条の規定により廃疾一時金の支給を受けた後その後の給付事由が生じた月の翌月から四十五日以内に再び旧法の組合員となつた更新組合員 前条第一項第二号又は第三号の規定の例により算定した金額から、当該廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び旧法の組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数(一月末満の端数があるときは、これを切り上げ月数)を十月から控除した月数を旧法第十九条の規定の例により算定した俸給に乗じて得た額の十五分の一に相当する金額を控除した金額

(特例による退職年金の額の最高限及び最低保障等)

の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額（第十一項第一項第一号から第三号までの金額の合算額が新法の俸給年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該合算額）を前二条の退職年金の額とする。

2 前二条の規定により算定した金額が三万四千八百円（控除期間並びに第七条第一項第四号及び第五号の期間を有する者については、同第一項第一号から第三号までの期間（控除期間を除く。）と合算して二十年に達するまでの期間にあつてはその年数一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・七五、二十年をこえる期間にあつてはその年数一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・五に相当する金額を控除した金額（当該普通恩給を受ける権利及び当該退職年金を受ける権利を同時に有していた者については、これらの額の合算額）より少ないとときは、その額を前二条の退職年金の額とする。

3 前二条及び前二項の規定により算定した退職年金の額が施行日の前日においてその更新組合員が受ける権利を有していた普通恩給の年額又は旧法の規定による退職年金の額（当該普通恩給を受ける権利及び当該退職年金を受ける権利を同時に有していた者については、これらの額の合算額）より少ないときは、その額を前二条の退職年金の額とする。

（警察監獄職員の普通恩給等の受給権を有すべき者の特例）

第十四条 第十一条、第十二条第一号及び第三号並びに前条第一項及び第二項の規定は、第十条第一項の規定による退職年金の額について

で準用する。この場合においては、第十一一条第一項第一号中「十七年までの年数については一年につき恩給法の俸給年額の五十一分の一、十七年をこえる年数については一年につき恩給法の俸給年額の百五十分の一に相当する金額（その額が恩給法の俸給年額の百分の四十九に相当する金額をこえるときは、当該金額）」とあるのは、「第五条第二項本文の規定を適用しいものとした場合にその者が受ける権利を有することとなる警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給に相当する金額」と読み替えるものとする。

とされた退職年金 当該普通恩給の年額に相当する金額

三 第十条第一項の規定による退職年金 第五条第二項本文の規定を適用しないものとした場合にその者が受ける権利を有する警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給に相当する金額

(旧長期組合員期間を有する者の特例)

第十六条 次の各号に掲げる退職年金の額のうち当該各号に掲げる金額については、新法第七十七条第二項の規定にかかわらず、五十歳に達するまで、その支給を停止する。

一 第七条第一項第二号から第四号までの期間に該当する期間が六年以上である更新組合員に対する退職年金(次号に掲げるもののを除く) 第十一条第一項第二号及び第三号に掲げる金額(第七条第一項第五号の期間に係るものとして政令で定める金額を除く。)の合算額

二 第十三条第三項の規定により同項に規定する旧法の規定による退職年金の額又はこれと普通恩給の年額との合算額をその額とされた退職年金 当該旧法の規定による退職年金の額に相当する金額

(廃疾の状態にある者の特例)

第十七条 第十五条各号又は前条各号に掲げる退職年金を受ける権利を有する者で前二条の規定に該当するものが新法別表第三の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にあるとする

受けたいた更新組合員であつた者が退職した後に死亡した場合において、その者が遺族が公務救助料を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたものとみなす。

(退職後に増加恩給等を受けなくなつた者の特例)

第三十九条 増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加恩給等を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職したこととなつた時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することを要しないものとしました。その者が同項の規定の適用により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金

は、支給しないものとする。ただし、その者の支給を受けた退職金の額が同項の規定の適用により受けるべきこととなつた退職金の額よりも少ないとときは、そな差額に相当する金額を一時金として支給する。

3 退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつたときは、各支給期月においてその者に支給すべきこれらの年金の額から、当該退職一時金の額に達するまでの金額を順次に控除するものとする。

(増加恩給受給権の放棄)

第四十条 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員又は当該組合員であつた者で増加恩給等を受ける権利を有するものが、施行日から六十日を経過する日以前に、当該増加恩給等を受けることを希望しない旨をその裁定庁に申し出たときは、当該増加恩給等を受けた権利は、施行日の前日において消滅したものとみなす。

2 前項に規定する者が同項の申出の期限前に死亡した場合には、同項の申出は、その遺族がすることができる。

3 前項に規定する者が、前二項の規定による申出があつた場合について準用する。

4 第一項又は第二項の規定による申出をした者がその時までに支給を受けた恩給の返還については、恩給法第六十四条ノ三第一項の規定を準用する。この場合において、

同項中「再就職ノ月(再就職後一時恩給給与ノ裁定アリタル場合ヘ其ノ裁定アリタル月)」とあるのは、「申出ノ月」と読み替えるものとする。

(恩給公務員又は旧長期組合員であつた者等が施行日以後に長期組合員となつた場合の取扱)
〔同項中「再就職ノ月(再就職後一時恩給給予ノ裁定アリタル月)」とあるのは、「申出ノ月」と読み替えるものとする。】

第七章 再就職者に関する経過措置

第四十一条 第二章、第三章第一節から第三節まで、第二十二条、第二十三条、第二十六条第二項、第二十九条、第三十一条、第三十二条及び前章(第一号に掲げる者にあつては第三十六条を、第二号に掲げる者にあつては第七条の規定は、次に掲げる者について準用する。ただし、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間の計算については、第七条の規定は、この限りでない。)

一 更新組合員であつた者で再び長期組合員となつたもの

二 恩給公務員期間又は旧長期組合員期間を有する者で施行日以後に長期組合員となつたもの
(更新組合員及び前号に掲げる者を除く。)

3 第一項本文の場合において、第五条第一項、第二項及び第五項、第六条第一項、第八条、第三十六条第一項並びに前条第一項中「施行日」とあるのは「第四十一条第一項各号に規定する長期組合員とな

つた日」と、第五条第三項中「施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員」とあるのは「第四十二条第一項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間」とあるのは「第四十二条第一項各号に掲げる長期組合員となつた日前の次の期間（長期組合員となつた日の属する月を除く。）」と、第十一条第一項第四号及び第二十二条第一項第四号中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（恩給公務員期間を除く。）」と、第十二条第一号中「更新組合員である間」とあるのは「施行日から退職の日まで」と読み替え、第一項第二号に獨ける者については、更に、第七条第一項第五号中「施行日」とあるのは、「長期組合員となつた日」と読み替えるものとする。

項（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないものとした場合に恩給公務員として在職することとなる間、長期給付に関する規定の適用を受けない組合員（以下「短期組合員」という。）となることができる。

2 前項の規定により短期組合員となる者とする者は、同項に規定する長期組合員となる日から六十日を経過する日以前にその旨を組合員に申し出なければならない。

3 前項の申出をした者は、恩給公務員として在職する間、長期組合員となることができない。
（短期組合員の選択をした者の取扱）

第四十三条 前条第二項の申出をした者に対する長期給付に関する規定の適用については、その者の恩給公務員期間は、第七条第一項第一号（第四十一条第一項において準用する場合を含む。）の期間に該当しないものとみなす。

2 前条第二項の規定による申出をした者については、第五条、第八条、第十条、第十四条、第十五条及び第六章並びに第十三条第三項及び第二十三条规定に係る部分（これらの規定を第四十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
（短期組合員の選択をしない者の取扱）

第四十四条 第四十一条第一項の規定により短期組合員となることができる者が同条第二項の規定による申出をしなかつた場合には、その者が新法第七十二条第二項又は

期時間が二十年に達したときは、その者の留守家族で留守家族手当の支給を受けることができるものに對し、その者の由請により、その二十年に達した日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

9 前一項の規定による年金の額は、前二項の未帰還更新組合員による年金は、未帰還更新組合員が四十歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止し、第七項又は第八項の規定による年金は、未帰還更新組合員が五十歳に達するまでは、その支給を停止する。

ただし、第二項の規定による年金の額のうち第五条第二項本文の規定を適用しないものとした場合にその者が受け取ることとなる普通恩給の年額に相当する金額については、この限りでない。

同一の未帰還更新組合員について第二項又は第三項の規定による年金及び第七項又は第八項の規定による年金の支給を受けることとなつた者に対しても、その受け取ることとなつた時から第二項又は第三項の規定による年金は、支給しない。この場合において、第七項又は第八項の規定により支給すべく年金の額が第二項又は第三項及び前項の規定によりその年におい

12 未帰還更新組合員に対する新法の規定の適用については、その者に係る未帰還者留守家族等援護法第五条第一項又は同法附則第九項若しくは第十項の規定による留守家族手当又は特別手当（昭和二十八年七月三十一日において旧法第八十六条第一項の規定による組合員であつた未帰還更新組合員については、これらに相当する給付）を含むものとし、以下次項において「手当等」と総称する。）をもつてその収入とみなし、その者の同日ににおける俸給又は俸給に相当する給与の額をもつてその俸給の額とみなす。

13 手当等の支給機関（二以上の機関が手当等を支給する場合には、当該機関のうち大蔵大臣が定めるものの）は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代つてその所屬する組合に払い込まなければならぬ。この場合においては、新法第一百条第三項の規定を準用する。

14 未帰還更新組合員に対する第十二条第一項の規定の適用については、同項中「施行日」とあるのは、「帰国した日」とする。

15 諸各号に規定するもののほか、未帰還更新組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。（組合職員及び連合会役職員の取扱）

員である組合員に職員であつた定期間があるときは、これらの者に対する長期給付に関する規定の適用については、当該期間は、新法第三十八条第一項に規定する組合員期間に算入しないものとする。

2 前項に規定するもののほか、組合職員又は連合会役職員である組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(地方職員の取扱)

第五十一条 地方職員のうち新法附則第二十条第五項に規定する者以外の者は、当分の間、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。

この場合においては、政令で定めるところにより、地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受ける者であつた地方職員は、当該条例の適用を受けれる者であつた間、恩給公務員として在職したものと、当該条例の規定は、これに相当する恩給法の規定と、当該条例に基く年金又是一時金は、これに相当する恩給と、それぞれみなす。

2 前項の場合において、第四十五条第二項、第四十七条第四項及び第五十五条第一項中「国」とあるのは、「地方公共団体」とする。

3 前二項に規定するもののほか、地方職員に対する長期給付に関する規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

算は、この法律に別段の規定があるもののほか、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終るものとし、二月上の期間を合算する場合において、前の期間の最終日と後の期間の初日とが同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

2 新法第二百三十三条の規定は、この法律に別段の規定があるもののほか、次の各号に掲げる給付は、それぞれ新法の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金又は遺族時金、それぞれ新法の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金又は遺族一時金によるものとし、その各号に掲げる新法の規定による給付となる。

(1)の法律に基く給付の取扱

第五十三条 この法律に別段の規定があるもののほか、次の各号に掲げる給付は、それぞれ当該各号に掲げる新法の規定による給付となる。

一 この法律の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金又は遺族時金、それぞれ新法の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金又は遺族一時金は遺族一時金。

二 第三十六条第一項、第三十九条第一項又は第三十九条第二項の規定による一時金、新法の規定による退職一時金(第三十一条第一項第一号の規定により家族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金)

第五十四条 更新組合員又は施行日以後に長期組合員となつた者が國民金融公庫に担保に供して、いた國給又は旧法の規定による退職年金が第五条第二項本文又は第六条第一項本文（これらの規定を第四十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により消滅したときは、組合は、当該恩給又は退職年金につき民法（明治二十九年法律第八十九号）の保証債務と同一の債務を負う。

外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律
和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のように改定する。
第七条第二項を次のように改める。
2 外國為替相場は、大蔵大臣が定める。
第七条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第七条第六項中「第一項から第四項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六十八条第一項中「又は両替商」を、「両替商その他この法律の適用を受ける取引を行うことを営業とする者」に改める。

第七十条第一号を削り、同条第二号中「第七条第六項」を「第七条第四項」に改め、同号を同条第一号とし、同条中第三号以下を一号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

理由

外國為替に關する海外の動向にかんがみ、外國為替相場に関する規定を改めるとともに、外國為替及び外國貿易の適正な管理に資するため、質問検査に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十六日

衆議院議長益谷秀次殿

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔平岡忠次郎君登壇〕

〔平岡忠次郎君登壇〕

○平岡忠次郎君 大だいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提出され、さきに両院を通過いたしました国公務員共済組合法の長期給付に関する規定の施行に必要な経過措置を定め、あわせて関係法律の整理を行おうとするものであります。

次に、この法律案のおもなる内容について申し上げます。

まず、原則として改正前の共済組合員期間及び恩給公務員期間を改正後の新組合員期間に通算することとし、旧共済組合員期間及び恩給公務員期間を改正後について改正前の法令の規定を基礎として計算した金額と、新組合員期間に採決いたしましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決され、よつて本案は修正議決すべきものと決しました。

審議の結果、本二十二日質疑を終了し、討論の通告がありませんので直ちに採決いたしましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決され、よつて本案は修正議決すべきものと決しました。

本案並びに修正案につきましては、これに改正法施行前の期間も算入しようとするものであります。

この法律案は、わが国における外國為替の売買相場の変動の幅の制限に関する規定が必要以上に制限される管理法の規定が必要以上に制限されてしまうので、最近における外國為替に關する海外の動向にかんがみ、不適當と思われる規定を削除整理すると

ともに、現行法においては質問検査の対象が外國為替公認銀行と両替商に限られることがありますので、このほか、内外の貿易業者、保険業者、海運業者等、この法律の適用を受ける取引を営業とする者をも質問検査の対象に加えようとするものであります。

本案につきましては、本日質疑を終了し、討論の申し出がないので直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたしました。国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案の委員長の報告は修正、外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り決しました。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 本件は、内閣提出の法律案であります。内閣委員長福永健司

告を求めます。内閣委員長福永健司

君。

告求めます。内閣委員長福永健司

厚生省設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十三年二月十日
内閣総理大臣 岸 信介

厚生省設置法の一部を改正する法律案

第一條 厚生省設置法の一部を改正する法律案

第一條 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

中「公衆衛生局に環境衛生部を」を削る。
第九条の見出しを「予防局の事務」に改め、同条第一項中「公衆衛生局」を「予防局」に、「左の」を「次の」に改め、同項中第四号、第五号、第六号から第十八号まで及び第二十号を削り、第三号の二項を第四号とし、第六号を第五号とし、第六号を第六号とし、第十九号を第十一号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。
二条 分部局（第三十条第一項）
(環境衛生局の事務)
第九条の二 環境衛生局においては、次の事務をつかさどる。
一 興行場、公衆浴場、理容所、美容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。
二 旅館業法を施行すること。
三 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。
四 清掃法（昭和二十九年法律第七十二条）を施行し、並びに建築物衛生の改善及び向上を図ること。
五 ねずみ及び虫等の駆除に關すること。
六 墓地、埋葬、火葬等に關すること。
七 水道及び下水道の終末処理場に關すること。
八 栄養改善法を施行すること。
九 栄養士の身分及び業務について、監督を行うこと。
十 飲食に起因する衛生上の危害の發生を防止すること。

十一 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締を行うこと。

十二 と畜場法（昭和二十九年法律第二百十四号）、い敷処理場等に關する法律（昭和二十三年法律第二百四十七号）及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）を施行すること。

十三条 厚生省設置法の一部を次の二条を加える。
一 前各号に掲げるものはか、環境衛生の向上及び増進に関すること。ただし、他局の主管に属するものを除く。

十四条 前各号に掲げる事務に係る価格等の統制に關すること。

十五条 第二章第三節中「左の」を「次の」に改め、同条の表四国医務出張所の項中「普通寺市」を「高松市」に改める。

十六条 第三章を削り、第四章を第三章とする。

十七条 第三十条中「舞鶴地方引揚援護局」を「地方復員部」に改める。

十八条 第二章第三節中第四款を削り、第五款を第四款とする。

十九条 第四十一条、第四十二条を削り、第四十三条、第四十四条を改める。

二十条 第三十九条の十を削り、第三十九条の九の見出し中「及び管轄区域」を「管轄区域及び内部組織」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第四十二条とする。

二十一条 地方復員部の内部組織は、厚生省令で定める。

二十二条 この法律中第一条及び附則第二項の規定は昭和三十三年四月一日から、第二条の規定は同年五月十六日から、第三条の規定は同年十一月十六日から施行する。

二十三条 第二章第三節中第四款を削り、第五款を第四款とする。

附 則

1 この法律中第一条及び附則第二項の規定は昭和三十三年四月一日から、第二条の規定は同年五月十六日から、第三条の規定は同年十一月十六日から施行する。

2 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改める。

第三十九条中「厚生省公衆衛生局」を「厚生省予防局」に改める。

第三十六条第一項中「左の七局」を「次の八局」に改め、同条第二項に「予防局」を「環境衛生局」に改め、同条第二項

厚生省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

二 経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定
第四条第十三号の次に次の「一号を加え、同条第十九号中「前五号」を「第十三号の二及び第十五号から前号まで」に改める。

十三の二 経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱を策定すること。
第五条を次のよう改める。

(内部部局)
第五条 企画庁に、長官官房及び左の五局を置く。
調査局
計画局
開発局
調査局
経済研究局

第六条第十一号を次のよう改める。

十一 削除
第七条第五号の次に次の二号を加え、同条第八号中「前七号」を「前各号」に改め、「長官官房及び」を削る。

五の二 経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定に關すること。
五の三 國際經濟協力に關する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に關すること。
第八条(見出しを含む。)中「総合計画局」を「計画局」に改める。
第十一条第三号を削り、同条の次に次の二条を加える。
(經濟研究局の事務)
第十条の二 経済研究局においては、左の事務をつかさどる。

二 国民所得及び国富の調査及び分析に關すること。

三 前二号に掲げるものの外、經濟に関する総合的かつ基本的な事項の調査及び研究に關すること。

第十一條の次に次の一条を加え
る。

(特別な職)

第十一條の二 企画庁に、参与三人以内を置く。

2 参与は、内外の經濟動向の分析、經濟全般の運営の基本方針の策定その他重要な任務に関して、長官に対し意見を申し述べる。

3 参与は、非常勤とする。

第十二条の見出しを削り、同条第一項中「九人」を「五人」に改め、同条第二項中「決定について長官を補佐する。」を「決定に參画する。」に改め、同条第三項中「総合開発局」を「開発局」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、第十一条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八百六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「經濟審議庁調整部長」を「經濟企画庁調整局長」に改める。

理由

經濟企画庁に經濟研究局及び参与をあらたに設けるとともに、經濟企画一般の適正な運営を図るために必要な經濟企画庁の任務及び権限を明確にする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正

經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のよう修正する。

第五条、第八条及び第九条の改正に関する部分を削る。

第十条第三号を削り、同条の次に一条を加える改正に関する部分を次のように改める。

第十条第三号を削る。

第十二条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第十三条の次に次の二条を加える。

(附屬機関)

第十三条の二、次条に規定するもの
の外、本庁に、附屬機関として、
經濟研究所を置く。

2 経済研究所は、左の事務をつかさどる機関とする。

一 経済構造及び經濟循環の基礎的な調査及び研究に関するこ
と。

二 国民所得及び財富の調査及び分析に関するこ

三 前二号に掲げるものの外、經濟研究所は、東京都に置く。
經濟研究所の内部組織について
は、總理府令で定める。

四 第十四条の見出しを削る。

附則第一項ただし書中「改正規定」
の下に「及び附則第二項の規定」を加
える。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

右 外務省設置法の一部を改正する法
律案

昭和三十三年二月二十日

内閣總理大臣 岸 信介

国会に提出する。

外務省設置法の一部を改正する
法律

外務省設置法（昭和二十六年法律
第二百八十三号）の一部を次のように
に改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の
二」に改める。

第三条中「左に」を「次に」に改め、
同条第五号を次のように改める。

五 國際連合その他の國際機関と
の協力及び國際會議への參加
第三条第八号中「あつ旋」を「あつ
せん」に改め、同条第九号中「もの
外」を「もののほか」に改める。

五 第五条第一項中「國際協力局」を
「國際連合局」に改める。

第六条第三項を次のように改める。
ア ジア局及び經濟局に、それぞ
れ次長一人を置く。

第十一条中「左の」を次の「に改め、
同条に次の二号を加える。

四 外務省の所掌に係る海外経済
協力に関すること。

第十二条 国際連合局においては、
次的事務をつかさどる。

一 國際連合に關すること。

二 國際連合憲章第五十七条に規定する専門機関その他の国際機
関に關すること。

三 原子力の平和的利用に關する
国際協力に關すること。

四 國際會議への参加及び国際行
政に關すること。

第十四条中「左の」を「次の」に、
「在外公館等借入金整理準備審査会」
を「在外公館等借入金整理準備審査
会」に改める。

第二章第二節中第十六条の次に次の
一条を加える。

(外務省大阪連絡事務所)

第十六条の二 外務省大阪連絡事務
所は、外務省の所掌事務につき、
公私の団体その他關係者との連絡
を行う機關とする。

2 外務省大阪連絡事務所は、大阪
府に置く。

3 外務省大阪連絡事務所に、所長
を置く。

4 所長は、所務を掌理する。

5 前各項に規定するものを除くほ
か、外務省大阪連絡事務所に關し
必要な事項は、外務省令で定める。

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一
日から施行する。

理由

外務省アジア局に次長を置き、外務省大阪連絡事務所を設置し、及び国際協力局の名称を国際連合局に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

第十三条の五 法務大臣の管理の下に、婦人補導院法（昭和三十三年法律第一号）第一条の規定により、婦人補導院を置く。

第八条第二号中「及び少年鑑別所」を「少年鑑別所及び婦人補導院」に改める。

一項第十七号から第二十一号まで

の事務を掌る。

第一百五十六条第七項中「憲政機関」の下に「入国情務事務所の出張所」を加える。

（出入国管理令の一部改正）

昭和三十三年三月七日

内閣総理大臣 岸 信介

法務大臣は、必要があると認めることができる。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

内閣総理大臣 岸 信介

郵政省設置法の一部を改正する法律案

昭和三十三年三月七日

内閣総理大臣 岸 信介

(郵政省職員訓練法の一部改正)
第七条 郵政省職員訓練法(昭和

十三年法律第二百八号) の
次のように改正する。

題名を次のように改める。
通信省職員訓練法

本則中「郵政大臣」を「通信大臣」とし、「郵政省」を「通信省」に改める。

第一条の表中

國立国会図書館支部郵政省図書館 郵政省

国立国会図書

支部通信省図書館 遠信省に改める。

(郵便物運送委託法の一部改正)

第十二条 木材防腐特別措置法（昭四号）の一部改正（木材防腐特別措置法の一部改正）

和二十八年法律第百十二号)の一部を次のよろに改正する。

第三条第一項第二号中「通商産業省令、運輸省令、郵政省令」を「遞信省」

〔通商産業省令、運輸省令、通信省
令〕を改め、第九条中〔郵政大臣〕

（ふき全集本義記序）の一部を次の
を「遞信大臣」に改める。

「郵政大臣」を一部改正

合法（昭和三十一年法律第二百三十九号）

「通信大臣」に改め
る。

第八十一条中「郵政大臣及び郵政監査官」を「通信大臣及び通信省政省令」を「通信大臣及び通信省

賃負担臨時措置
今」は改め、「政大臣」を「通信大臣」に改める。

法律第二百二十
のよう改正す

〔郵政省令〕
十四条 引揚者給付金等支給法
(昭和二十一年法律第百九号)の二

第六条の二中 部を次のように改正する。

第二十二条中「郵政大臣」を「郵政省令」に改め、同条第五項中「郵政大臣」を「通信省令」に改める。〔郵政大臣〕を「通信大臣」に改めること。

第十五条 次に掲げる法律の規定中「郵政大臣」を「通信大臣」に改めること。
〔郵政大臣〕を「通信大臣」に改めること。

第一 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第八十二条ノ三

二 印紙をもつてする歳入金納付に關する法律（昭和二十三年法律第四百四十二号）第三条

三 公共企業体等労働關係法（昭和二十三年法律第二百五十九号）第三十九条

四 総理府設置法（昭和二十四年法律第一百一十七号）第十五条第一項

五 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第一百三十九号）第四十九条

六 国民貯蓄債券法（昭和二十七年法律第一百六十四号）第八条

七 有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法（昭和二十八年法律第九十八号）第十三条第一項及び第三項

八 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第一百八十一号）附則

九 国稅收納金整理資金に關する法律（昭和二十九年法律第一百六十五号）第一百四条並びに第百十二条第一項及び第三項

十 自衛隊法（昭和二十九年法律第六号）第十三条第十項

十一 国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に關する法律（昭和二十九年法律第一百六十五号）第一百四条並びに第百十二条第一項及び第三項

る法律（昭和三十二年法律第八十九号）第一条
（郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律等の一部改正）

第一六条 次に掲げる法律の規定中「郵政省」を「通信省」に改める。

一 郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律（昭和二十四年法律第九十四号）第三条第二項

二 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第一百一十六号）第二条第一項

三 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百四十二条第二項

四 軍事郵便貯金等特別処理法（昭和二十九年法律第百八号）第八条

（積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部改正）

第十七条 次に掲げる法律の規定中「郵政事務次官」を「通信事務次官」に改める。

一 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十号）第十三条第一項第十号

二 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）

（簡易生命保険法等の一部改正）

第十八条 次に掲げる法律の規定中「郵政省」を「通信省」に、「郵政省簡易保険局長」を「通信省簡易保険局長」に、「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。

一 簡易生命保険法（昭和二十六年法律第六十八号）

二 郵便年金法（昭和二十四年法律第六十号）
（昭和十五年正月五日郵便集業書等の発売に関する法律等の一部改正）

第十九条 次に掲げる法律の規定中「郵政省」を「通信省」に、「郵政大臣」を「通信大臣」に、「郵政省令」を「通信省令」に改める。

一 お年玉つき郵便集業書等の発売に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）

二 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）

三 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）

（郵便貯金法等の一部改正）

第二十条 次に掲げる法律の規定中「郵政大臣」を「通信大臣」に、「郵政省」を「通信省」に改める。

一 郵便貯金法（昭和二十一年法律第百四十四号）

二 郵便法（昭和二十二年法律第一百六十五号）

三 郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）

四 郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）

五 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）

六 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第二百九号）

七 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）

（電波法等の一部改正）

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「郵政大臣」を「通信大臣」に、「郵政省令」を「通信省令」に改める。

一 電波法（昭和二十五年法律第一百三十一号）

四、連合国財産の返還等に関する

政令(昭和二十六年政令第六号)の規定による連合国財産である

船舶の保全及び返還その他対外

関係事務に係る船舶に関するこ

と(他の所掌に属するものを除く)。

第二十四条第二項を削る。

第二十六条第一項第九号及び第十

号を次のよう改める。

九、倉庫業その他の保管事業に関す

る許可及び認可に関するこ

と。

十、倉庫業その他の保管事業に関す

る料金及び寄託約款に関するこ

と。

十一、倉庫業その他の保管事業に関す

る料金及び寄託約款に関するこ

と。

十二、倉庫業その他の保管事業に関す

る料金及び寄託約款に関するこ

と。

十三、自動車整備士の技能検定その

他自動車整備士に関するこ

と。

十四、自動車車庫に関するこ

と。

十五、道路運送車両その他の道路

運送及び通運の用に供する機械

器具並びにこれらの使用及び整

備に必要な機械器具及び物資の

流通及び消費の改善、需給の調

査及びあつ旋並びに配分に関するこ

と。

第十二条第一項第十九号の次に次

の一号を加える。

十、倉庫業その他の保管事業に関す

る料金及び寄託約款に関するこ

と。

十一、倉庫業その他の保管事業に関す

る料金及び寄託約款に関するこ

と。

十二、倉庫業その他の保管事業に関す

る料金及び寄託約款に関するこ

と。

十三、倉庫業その他の保管事業に関す

る料金及び寄託約款に関するこ

と。

十四、倉庫業その他の保管事業に関す

る料金及び寄託約款に関するこ

と。

十五、航空機に関する事故の調査

に関するこ

と。

第二十八条の二第一項第十四号の

三の次に次の一号を加える。

十四の四、航空運送代理店業及び

十三号の次に次の四号を加える。

十四、軽車両及び自動車用代燃装

置の生産並びに軽車両、自動車

用代燃装置及び自動車車庫に関する

こと。

十五、航空機に関する事故の調査

に関するこ

と。

十六、所掌事務に係る指定貨物の

輸出検査の基準及び輸出検査に

関すること。

十七、前各号に掲げるものの外、

道路運送車両の使用及び保安に

関すること。

十八、駅車場に関するこ

と。

十九、自動車の登録及び自動車抵当

に関するこ

と。

二十、道路運送車両の整備及び検査

に関するこ

と。

二十一、飛行場の設置及び管理(第十

二号の二に掲げるものを除く。)

並びに検査に関するこ

と。

二十二、自動車車庫に関するこ

と。

十一、自動車の登録及び自動車抵当に關すること。

十二、道路運送車両の整備及び検査に關すること。

十三、自動車整備士の技能検定その

他自動車整備士に関するこ

と。

十四、自動車車庫に関するこ

と。

十五、航空機に関する事故の調査

に関するこ

と。

十六、所掌事務に係る指定貨物の

輸出検査の基準及び輸出検査に

関すること。

十七、前各号に掲げるものの外、

道路運送車両の使用及び保安に

関すること。

十八、駅車場に関するこ

と。

十九、自動車の登録及び自動車抵当

に関するこ

と。

二十、道路運送車両の整備及び検査

に関するこ

と。

二十一、飛行場の設置及び管理(第十

二号の二に掲げるものを除く。)

並びに検査に関するこ

と。

二十二、自動車車庫に関するこ

と。

二十三、自動車分解整備事業の認証、優良自動車整備事業者の認定その他の自動車整備事業に関するこ

と。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

統計法等の一部を改正する法律案

右

内閣総理大臣 岸 信介

国会に提出する。

第五十一条第一項第十四号の次に次

の二号を加える。

五、統計法等の一部を改正する法律

第一条 統計法(昭和二十二年法律

第十八号)の一部を次のように改

正する。

第十条第六項各号別記以外の部

分中「統計主事は」を統計官は、

総理府事務官、各省事務官、総理府

技官若しくは各省技官又はこれら

に相当する政令で定める職員(以

下この項において「國家公務員」と

いう)で、左の各号の一に掲げる

資格を有するもの(うちから、第

一項に定める行政機関の長(外局

の長を含む)が命じ、統計主事

する)こと。

十六の二、倉庫業(臨港倉庫業を除く。)に関する許可及び認可に関するこ

と。

十七の二、倉庫業(臨港倉庫業を除く。)に関する許可及び認可に関するこ

と。

十八の二、倉庫業(臨港倉庫業を除く。)に関する許可及び認可に関するこ

と。

十九の二、飛行場の建設、改良及

び維持に関するこ

と。

第二十八条第一項第十九号の

二二十四号とし、第十四号から第十九

号までを四号ずつ減り下け、同項第

十三号の次に次の四号を加える。

十四、軽車両及び自動車用代燃装

置の生産並びに軽車両、自動車

用代燃装置及び自動車車庫に関する

こと。

十五、航空機に関する事故の調査

に関するこ

と。

十六、所掌事務に係る指定貨物の

輸出検査の基準及び輸出検査に

関すること。

十七、前各号に掲げるものの外、

道路運送車両の使用及び保安に

関すること。

十八、駅車場に関するこ

と。

十九、自動車の登録及び自動車抵当

に関するこ

と。

二十、道路運送車両の整備及び検査

に関するこ

と。

二十一、飛行場の設置及び管理(第十

二号の二に掲げるものを除く。)

並びに検査に関するこ

と。

二十二、自動車車庫に関するこ

と。

第二十八条の二第一項第十四号の

二十二号とし、第十四号から第十九

号までを四号ずつ減り下け、同項第

十三号の次に次の四号を加える。

十四、軽車両及び自動車用代燃装

置の生産並びに軽車両、自動車

用代燃装置及び自動車車庫に関する

こと。

十五、航空機に関する事故の調査

に関するこ

と。

十六、所掌事務に係る指定貨物の

輸出検査の基準及び輸出検査に

関すること。

十七、前各号に掲げるものの外、

道路運送車両の使用及び保安に

関すること。

十八、駅車場に関するこ

と。

十九、自動車の登録及び自動車抵当

に関するこ

と。

二十、道路運送車両の整備及び検査

に関するこ

と。

二十一、飛行場の設置及び管理(第十

二号の二に掲げるものを除く。)

並びに検査に関するこ

と。

二十二、自動車車庫に関するこ

と。

第二十八条の二第一項第十四号の

二十二号とし、第十四号から第十九

号までを四号ずつ減り下け、同項第

十三号の次に次の四号を加える。

十四、軽車両及び自動車用代燃装

置の生産並びに軽車両、自動車

用代燃装置及び自動車車庫に関する

こと。

十五、航空機に関する事故の調査

に関するこ

と。

十六、所掌事務に係る指定貨物の

輸出検査の基準及び輸出検査に

関すること。

十七、前各号に掲げるものの外、

道路運送車両の使用及び保安に

関すること。

十八、駅車場に関するこ

と。

十九、自動車の登録及び自動車抵当

に関するこ

と。

二十、道路運送車両の整備及び検査

に関するこ

と。

二十一、飛行場の設置及び管理(第十

二号の二に掲げるものを除く。)

並びに検査に関するこ

と。

二十二、自動車車庫に関するこ

と。

第二十八条の二第一項第十四号の

二十二号とし、第十四号から第十九

号までを四号ずつ減り下け、同項第

十三号の次に次の四号を加える。

十四、軽車両及び自動車用代燃装

置の生産並びに軽車両、自動車

用代燃装置及び自動車車庫に関する

こと。

十五、航空機に関する事故の調査

に関するこ

と。

十六、所掌事務に係る指定貨物の

輸出検査の基準及び輸出検査に

関すること。

十七、前各号に掲げるものの外、

道路運送車両の使用及び保安に

関すること。

十八、駅車場に関するこ

と。

十九、自動車の登録及び自動車抵当

に関するこ

と。

二十、道路運送車両の整備及び検査

に関するこ

と。

二十一、飛行場の設置及び管理(第十

二号の二に掲げるものを除く。)

並びに検査に関するこ

と。

二十二、自動車車庫に関するこ

と。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

統計法等の一部を改正する法律案

右

内閣総理大臣 岸 信介

国会に提出する。

第五十一条第一項第十一号から

第十四号までを次のように改める。

同条同項第一号中「官吏又は吏員」

を「国家公務員又は地方公務員」と

改め、同条第五項を削る。

第十八条の二第一項第十五号を

次のように改める。

同条同項第一号中「官吏又は吏員」

を「国家公務員又は地方公務員」と

改め、同条第五項を削る。

第十八条の二第一項第十五号を

次のように改める。

同条同項第一号中「官吏又は吏員」

を「国家公務員又は地方公務員」と

改め、同条第五項を削る。

第十八条の二第一項第十五号を

次のように改める。

同条同項第一号中「官吏又は吏員」

を「国家公務員又は地方公務員」と

改め、同条第五項

第二条 統計報告調整法（昭和二十一年法律第二百四十八号）の一部を改正する。この法律は、公布の日から施行する。

第十四条中「統計基準部長」を「統計基準局長」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前改正前の統計法第十条第六項第一号に規定する官吏又は吏員として統計調査に関する事務に従事した期間は、改正する。

この法律は、公布の日から施行する。この法律は、公布の日から施行する。

通商産業省設置法の一部を改正する法律

第八条に第二項として次の二項を加える。

第五条第二項を次のように改める。

2 大臣官房に調査統計部を、通商局に振興部を、軽工業局に化學肥料部及びアルコール事業部を置く。

第八条第十三号の次に次の二号を加える。

十三の二 意匠に関する指導及び奨励並びにその盗用の防止に関する事務に従事する事務に従事した期間とみなす。

第一項第一号及び第七号に掲げる事業のうち、アルコール及びエチルエーテルに関すること並びに同項第四号及び第五号に掲げる事務をつかさどる。

第一項第一号及び第七号に掲げる事業のうち、アルコール及びエチルエーテルに関すること並びに同項第四号及び第五号に掲げる事務をつかさどる。

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十一条により送付する。

昭和三十三年四月四日

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

金沢織維製品検査所 金沢市

に改める。

金沢織維製品検査所 金沢市

を

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

高岡織維製品検査所 高岡市

を

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

輪出保険 輪出保険に関する重要な事項を調査審議すること。

に改める。

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

審議会 奨励 意匠に関する奨励に関する重要な事項を調査審議すること。

に改める。

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

審議会 奨励 意匠に関する奨励に関する重要な事項を調査審議すること。

に改める。

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

審議会 奨励 意匠に関する奨励に関する重要な事項を調査審議すること。

に改める。

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

審議会 奨励 意匠に関する奨励に関する重要な事項を調査審議すること。

に改める。

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

審議会 奨励 意匠に関する奨励に関する重要な事項を調査審議すること。

に改める。

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

審議会 奖励 意匠に関する奨励に関する重要な事項を調査審議すること。

に改める。

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

審議会 奖励 意匠に関する奨励に関する重要な事項を調査審議すること。

に改める。

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

通商の振興に関する事務の増大に伴い、通商局に振興部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

未帰還者の引き揚げ状況等にかんがみて、本年五月十六日以降、舞鶴地方引揚援護局を廃止することあります。

〔議長退席、副議長着席〕

本法案は、二月十日本委員会に付託となり、十一日提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了いたしましたところ、公衆衛生行政、特に環境衛生行政の一そらの向上増進をはかる必要のあることは認めるが、この際は行政機構簡素化の見地から、局の新設はこれを見合せることとし、施行期日を公布の日に改める旨の自社共同提案にかかる修正案が保科委員より提出され、討論を行わず採決の結果、本案は全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

次に、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案は、経済企画庁の任務と権限を明確にするため、経済企画庁の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大纲の策定に関する事務を明示し、あわせて、これらの事務を「その適確に遂行するため、調査局の機能の充実をはかるとともに、新たに内部部局として經濟研究局を設置し、また、特別の職として参考三人以内を置くこととしております。

本案は、二月十五日本委員会に付託され、十八日政府より説明を開き、本日質疑を終了、保科委員より、行政機構簡素化の見地から經濟研究局の新設

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十一条により送付する。

昭和三十三年二月十八日
内閣総理大臣 岸 信介

を取りやめ、附屬機関として経済研究所を設置するほか、総合計画局及び総合開発局の名称変更についてはこれを従前の通りとする旨の自社共同提案にかかる修正案が提出され、討論を行わず採決の結果、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

次に、外務省設置法の一部を改正する法律案は、アジア局の事務の増大に伴い、次長一名を置くとともに、海外経済協力に関する事務を経済局において一元的に総括処理するため、経済局の所掌事務に所要の改正を加え、また、国際協力局の事務が大半国際連合に属するものとなっている現状にかんがみ、国際協力局の名称を国際連合局に改めるほか、関西に外務省の派出先機関として外務省大阪連絡事務所を設置することとしております。

本案は、二月二十日本委員会に付託、二十一日政府より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了。保科委員より、行政機構簡素化の見地から次長の新設を取りやめるとともに、施行期日を公布の日に改める旨の自社共同提案にかかる修正案が提出され、討論を行わず採決の結果、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

次に、法務省設置法の一部を改正する法律案は、司法制度等に関する法令案の作成及び調査等の事務の増大とその重要性にかんがみ、新たに法務大臣官房に司法法制調査部を設けるとともに、法務大臣において必要があると認める場合には法務研修所の支所を置くことができるることとし、また、法務大臣の管理のもとに三婦人補導院を設

置すること、及び、入管管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定めるものとするほか、東京拘置所の位置を東京都豊島区に改めようとするものであります。

本案は、二月二十一日本委員会に付託され、二十八日政府より提案理由の説明を聞き、本日質疑を終了し、保科委員より、入国管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定めることとすることについて現行通り法律で定めることとし、施行期日を公布の日に改める旨の白社共同提案にかかる修正案が提出され、討論を行わず採決の結果、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案の要旨の第一は、電気通信に関する行政事務の質的及び量的の発展に対応するよう郵政省を通信省に改めることであります。第二は、有線電気通信設備等に対する監督指導及び助長を適切に行うため、電気通信監理官二人を廢止し、新たに電波監理局を設置することです。第三は、電波行政の基本的な問題について、企画の重要性が特に高まってきたこと等の事情から、行政能率の向上と責任体制の明確化をはかるため、電波監理局を電波局と改め、次長二人を廢止し、同局に企画部、放送部及び無線部の三部を新設することです。

第四は、行政事務の総合調整について、そう適確を期するため、大臣官房に官房長を置くこととします。

本案は、去る三月七日本委員会に付託され、政府の説明を聞き、質疑を行ない、本日保科委員より、行政機構簡素化の見地から、大臣官房に官房長を置くこととします。

くことを取りやめる、電務局設置の要否はさらに研究を要するものとして、この際は設置を見合わせる。また、施行期日を公布の日とする旨の自社共同提案にかかる修正案が提出され、討論を行わず採決の結果、全会一致をもつて修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、農林省設置法の一部を改正する法律案の要旨の第一は、今国会において成立した食糧管理特別会計法の一部を改正する法律による措置に対応して、食糧管理業務の經理部の万全を期すため、食糧厅に經理部を新設すること、第二は、輸出品検査法の施行に伴い、農林省の所掌事務にかかる指定貨物について民間の指定検査機関の執行検査を適正ならしめるため、輸出品検査所をしてこれが指導監督を行わしめること、第三は、畜産事業の急激な進展に伴い、種畜牧場をして、家畜飼育等の飼養管理、改良増殖並びに草地の改良に關する調査研究を行わしめることであります。

本案は、三月十一日本委員会に付託、政府の説明を聞き、本日質疑終了いたしましたのであります。行政機関設置はできるだけこれを縮小する見地から、食糧厅に經理部を設置することに賛成して、從業総務部に置いている調査官二人を一人とすることについての政府の同意を確認した後、討論を行わず採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、運輸省設置法の一部を改正止して、海運局に次長一人を置くこと、第二は、航空局の事務運営の適正化をはかるため、海運調整部を廢止すべきものと決定いたしました。

化をはかるため、監理部を技術部の所掌事務について一部再配分を行なうこと、第三は、原子力船に関する試験研究を強化するため、日本原子力研究所東海研究所に運輸技術研究所の支所を置くこと等あります。

本案は、三月十二日本委員会に付託、政府の説明を聞き、本日質疑終了、討論を行わず採決の結果、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、統計法等の一部を改正する法律案の要旨は、統計官の資格要件を現在統計法に規定されている統計主事の資格要件と同じものとして、これを統計法に明記しようとするものであります。

本案は、二月十五日本委員会に予備付託、十八日政府の説明を聞き、三月七日本付託となり、本日質疑終了、討論を行わず採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案の要旨の第一は、輸出振興に関する行政体制を強化するため通商局に振興部を新設することとともに、從来特許庁の附屬機関でありました意匠・模様・登録審議会を本省の附屬機関とすること、第二は、軽工業局にアルコール事業部を設置すること、第三は、金沢検査維製品検査所高岡支所を本所に昇格させること、第四は、特許庁に工業所有権修査所を設置すること等あります。

本案は、二月十八日本委員会に予備付託、政府の説明を聞き、質疑を行なった後、四月四日本付託となり、本日、保科委員より、行政機構簡素化の見地から、軽工業局にアルコール事業部を設置することはこれを取りやめる旨の、

「異議なし」と呼ぶ者も
副議長(杉山元治郎君)
と認めます。よって、九案
告の通り決しました。

- 昭和三十一年度一般会計
予備費使用総調書（その
2）
昭和三十一年度特別会計
予算総則第十条に基く使
用総調書
昭和三十一年度特別会計
予算総則第十一条に基く
使用総調書
昭和三十二年度一般会計
予算総則第十三条に基く
使用総調書
1)
昭和三十二年度特別会計
予備費使用総調書（その
1）
昭和三十二年度特別会計
予算総則第十三条に基く
使用総調書

議長委員会報告書

昭和二十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和二十九年度国有財産無償貸付状況総計算書

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その2)、昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書(その2)、昭和三十一年度特別会計予算総則第十条に基づく使用総調書、昭和三十一年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書、昭和三十二年度一般会計予備費使用総調書(その1)、昭和三十二年度特別会計予備費使用総調書(その1)、

昭和三十二年度特別会計予算総則第十一条に基づく使用総調書(以上承諾を求めるの件)、昭和二十九年度国有財産増減及び現在額総計算書、昭和二十九年度国有財産無償貸付状況総計算書、右九件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その2)外六件(承諾を求めるの件)、昭和二十九年度国有財産増減及び現在額総計算書、昭和二十九年度国有財産無償貸付状況総計算書、右九件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。決算委員長坂本泰良君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔坂本泰良君登壇〕

○坂本泰良君 ただいま議題となりました昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その2)(承諾を求めるの件)

外八件について、決算委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたしました。

まず、承諾を求める七件は、去る二月十八日本院に提出せられ、同日当委員会に付託せられたのでありますて、

委員会は、三月四日政府当局よりその説明を聴取いたしました後、四月八日、十八日の両日にわたり、その内容について慎重に審議いたしたのであります。

次に、その概要について申し上げますと、昭和三十一年度一般会計予備費の予算額は八十億円でありますて、このうち、財政法第三十五条の規定によつて、昭和三十一年四月十九日から同年十二月二十八日までの間に使用を決定

いたしました五十六億六千六百余万円につきましては、第二十六回国会において承諾を与えましたが、その後、昭和三十一年一月十一日から同年三月三日までの間におきまして、二十三億三千余万円を使用決定しております。

次に、昭和三十一年度一般会計予備費の予算額は八十億円でありますて、このうち、昭和三十一年五月十五日から同年十二月二十七日までの間にありますて、五十九億四百余万円の使用を決定しております。そのおもな事項は、河川等災害復旧事業に必要な経費、農業施設災害復旧事業に必要な経費、退職手当の不足を補うために必要な経費等であります。

次に、昭和三十一年度各特別会計予

が、その後、昭和三十一年一月八日から同年三月二十九日までの間におきま

りして、二十八億五千八百余万円の使用を決定しております。そのおもな事項は、失業保険特別会計における失業保険給付に必要な経費、郵政事業特別会計における退官退職手当等の不足に必要な経費等であります。

次に、昭和三十一年度特別会計予算総則第十条及び第十二条の規定に基

き、予備費使用の例に準じて予算を超過して使用いたしました特別会計は、厚生保険、国立病院、木船再保険及び郵政事業の四特別会計でありますて、その内訳は、厚生保険特別会計において使用しました日雇健康保険給付に必

要な経費三億円、国立病院特別会計において使用しました診療患者の増加に伴い必要な経費六百余万円、木船再保

険特別会計において使用しました再保險金支払いに必要な経費一千余万円及び郵政事業特別会計において使用しま

した業務量の増加等に必要な経費六十億三千五百万円であります。

次に、昭和三十一年度一般会計予備費の予算額は八十億円でありますて、このうち、昭和三十一年五月十五日から同年十二月二十七日までの間にありますて、五十九億四百余万円の使用を決定しております。そのおもな事項は、河川等災害復旧事業に必要な経費、農業施設災害復旧事業に必要な経費、退職手当の不足を補うために必要な経費等であります。

次に、昭和三十一年度各特別会計予

月二十七日までの間において使用を決

定いたしました金額は三百六億四千二百余万円であります。そのおもな事項は、食糧管理特別会計における昭和三

十二年産米の買入れ数量増加に伴い九十三億余円に加算いたしますと一兆四千三百三億余円となり、これが昭和二十九年度末現在額七千五百

あります。これを前年度末現在額七千五百九十九億余円に加算いたしますと一兆六千七百九億余円の増加となつております。

次に、昭和三十一年度国有財産無償貸付状況総計算書について御説明いたしましたものは、特別鉱害復旧特別会計でありますて、特別鉱害復旧事業に伴う手数料に必要な経費等であります。

次に、昭和三十一年度国有財産無償貸付状況総計算書について御説明いたしましたと、国有財産法第二十二条並びに同条を準用する第十九条及び第二十条の規定により地方公共団体等に無償で貸し付けてある国有財産の本年度中に増加した総額は一億三千四百余万円でありますて、減少した総額は一億二千三百余万円でありますので、差引千百余万円の純増加となつております。

これを前年度末現在額一億八千九百余万円に加算しますと二億余万円となり、これが昭和二十九年度末現在において無償貸付をしている国有財産の総額であります。

次に、昭和二十九年度国有財産増減及び現在額総計算書、同年度国有財産無償貸付状況総計算書につきましては、いすれも昭和三十一年二月、第二十四回国会に政府より提出せられました。

本委員会は、同年度国有財産増減及び現在額総計算書、同年度国有財産無償貸付状況総計算書につきましては速記録について御承知願いたいと存じます。

以上が右二件の大要でありますて、本委員会は、政府並びに会計検査院より説明を聴取した後、審議に入りましたが、その詳細につきましては速記録について御承知願いたいと存じます。

以上が右二件の大要でありますて、本委員会は、本二十二日審議を終了した後、討論を省略して採決しましたが、その詳細につきましては速記録について御承知願いたいと存じます。

第三項の規定による特定賃金月額は、当該被保険者の資格の取得のあつた月以後の月であつて命令の定めるものから適用する。

(特定賃金月額の基準)

第三十八条の十七 前条第一項又は

第四項の規定による特定賃金月額は、各被保険者について、同条第一項の申請をした日の属する月前

一項の申請をした日の属する月前の六月間又は同条第四項の規定による決定をすべき月の前月前の六

月間に、当該小規模事業主が当該被保険者に支払った賃金(賃金の支払の基礎となつた日数が二十日未満である月に係る賃金を除く。)の総額を六(当該賃金の総額の支払の基礎となつた月数が六未満であるときは、その月数)で除して得た額とする。この場合において、五百円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはこれを千円に切り上げるものとする。

前条第三項の規定による特定賃金額は、左に掲げる額とする。

二月、過その他一定の期間によつて定められる賃金が支払われる場合には、雇用された日現在の賃金の額をその期間の総日数(月の場合は、一箇月を三十日として計算する。)で除して得た額に三十を乗じて得た額

二 労働した日若しくは時間によつて定められる賃金又は出来高払制その他の請負制によつて定められる賃金が支払われる場合には、雇用された日の属する月前に、当該事業所で、

同種の労働に従事し、かつ、同様の賃金を受けける者が受けた賃金の額を平均した額

三 前二号に規定する賃金以外の賃金が支払われる場合には、命令の定めるところにより計算したその賃金の月額に相当する額

四 前三号に規定する賃金の二以上が支払われる場合には、それについて当該各号の規定により計算して得た額の合算額

第一項後段の規定は、前項の規定による特定賃金月額の計算について準用する。

労働大臣は、第一項若しくは第二項の規定により特定賃金月額を計算することができない場合又はこれららの規定により計算して得た額が特定賃金月額として著しく不適当であると認める場合は、これらの規定にかかわらず、命令の定めるところにより、特定賃金月額を決定することができる。

(特定賃金月額の改定)

第三十八条の十八 労働大臣は、特定賃金月額に係る被保険者が当該小規模事業主から継続した六月間に支払われた賃金の総額を六で除して得た額がその者の特定賃金

額にくらべて著しく高低を生じた場合において、必要があると認めることは、その額により、特定賃金額を改定することができる。

二 二以上の特定賃金月額の適用を受けた場合は、当該特定賃金月額を三十で除して得た額にその月に当該小規模事業主に被保険者より申請した場合は、当該被保険者の全部について特定賃金月額の廃止を決定する。当該小規模事業主が五人以上の労働者を雇用する場合も、同様とする。

(被保険者期間の特例)

第三十八条の二十 特定賃金月額に係る被保険者については、第十四条第一項の規定にかかわらず、賃

金の支払の基礎となつた日数が一日以上十一日未満の月についても、その月を一日として計算し、被保険者期間に算入する。但し、被保険者の資格の得喪のあつた月についても、この限りでない。

(賃金日額の特例)

第三十八条の二十一 被保険者が離職した場合において、離職した日までの属する月前の被保険者期間として計算された最後の六月(離職した日が月の末日である場合は、そ

の月及びその前五月)の全部又は一部の月が特定賃金月額に係る月であるときは、第十七条の二の規定の適用については、当該特定賃

金月額をその月にその者に支払われた賃金の総額とみなす。但し、その月が被保険者の資格の得喪のあつた月であるときは、左に掲げる額をその月にその者に支払われる額をその月にその者に支払われた賃金の総額とみなす。

特定賃金月額の改定は、当該小規模事業主の申請又は当該被保険者の請求により行う。

第三十八条の十六 第五項及び前条第一項後段の規定は、特定賃金月額の改定について準用する。

(特定賃金月額の廃止)

第三十八条の十九 労働大臣は、特定賃金月額に係る被保険者を雇用する小規模事業主がその雇用する被保険者の二分の一以上の同意を得て申請した場合は、当該被保

業者の全部について特定賃金月額の廃止を決定する。当該小規模事業主が五人以上の労働者を雇用する場合も、同様とする。

二 二以上の特定賃金月額の適用を受けた場合は、それぞれについて前号の規定により計算して得た額

(被保険者期間の特例)

第三十八条の二十 特定賃金月額に係る被保険者については、第十四

条第一項の規定にかかわらず、賃金の支払の基礎となつた日数が一日以上十一日未満の月についても、その月を一日として計算し、被保険者期間に算入する。但し、被

保険者の資格の得喪のあつた月についても、この限りでない。

(賃金日額の特例)

第三十八条の二十一 被保険者が離職した場合において、離職した日までの属する月前の被保険者期間として計算された最後の六月(離職した日が月の末日である場合は、そ

の月及びその前五月)の全部又は一部の月が特定賃金月額に係る月であるときは、第十七条の二の規定の適用については、当該特定賃

金月額をその月にその者に支払われた賃金の総額とみなす。

(保険料額の特例)

第三十八条の二十二 第三十一条及び第三十四条第一項の規定の適用について、各月につき、小規模事業主が賃金を支払ったすべての被保険者に係る特定賃金月額(支

金の基礎となつた日数が二十日未満である月がある場合は、この限りでない。

二 労働した日若しくは時間によつて定められる賃金又は出来高払制その他の請負制によつて定められる賃金が支払われる場合には、雇用された日の属する月前に、当該事業所で、

二 労働した日若しくは時間によつて定められる賃金又は出来高払制その他の請負制によつて定められる賃金が支払われる場合には、雇用された日の属する月前に、当該事業所で、

金月額をその月にその者に支払われた賃金の総額とみなす。但し、その月が被保険者の資格の得喪のあつた月であるときは、左に掲げる額をその月にその者に支払われる額をその月にその者に支払われた賃金の総額とみなす。

第三十八条の二十三 小規模事業主は、第三十四条第一項に規定する納期限にかかるらず、命令の定められた日数を乗じて得た額の合計額は、第三十四条第一項に規定する納期限にかかるらず、命令の定められた日数を乗じて得た額の合計額を当該小規模事業主がその雇用する被保険者のすべてに支払った賃金の総額とみなす。

(保険料の納期の特例)

第三十八条の二十四 第二項に規定する月間(以下四半期といふ。)の保険料は、第三十四条第一項に規定する月間(以下四半期といふ。)の保険料を除して得た額に三十で除して得た日数を乗じて得た額。

各月の末日までにその各月の前三月間(以下四半期といふ。)の保険料を除して得た額に三十で除して得た日数を乗じて得た額。

二 二以上の特定賃金月額の適用を受けた場合は、それぞれについて前号の規定により計算して得た額

(被保険者期間の特例)

第三十八条の二十 特定賃金月額に

係る被保険者については、第十四

条第一項の規定にかかわらず、賃

金の支払の基礎となつた日数が一日以上十一日未満の月についても、その月を一日として計算し、被

保険者の資格の得喪のあつた月についても、この限りでない。

(賃金日額の特例)

第三十八条の二十 特定賃金月額に

係る被保険者については、第十四

条第一項の規定にかかわらず、賃

金の支払の基礎となつた日数が一日以上十一日未満の月についても、その月を一日として計算し、被

保険者の資格の得喪のあつた月についても、この限りでない。

(保険料額の特例)

第三十八条の二十二 第三十一条及び第三十四条第一項の規定の適用について、各月につき、小規模事業主が賃金を支払ったすべての被保険者に係る特定賃金月額(支

金の基礎となつた日数が二十日未満である月がある場合は、この限りでない。

で除して得た額に当該月において

その者が被保険者として雇用された日数を乗じて得た額の合計額を当該小規模事業主がその雇用する被保険者のすべてに支払った賃金の総額とみなす。

(保険料の納期の特例)

第三十八条の二十四 第二項に規定する月間(以下四半期といふ。)の保険料は、第三十四条第一項に規定する納期限にかかるらず、命令の定められた日数を乗じて得た額の合計額を当該小規模事業主がその雇用する被保険者のすべてに支払った賃金の総額とみなす。

各月の末日までにその各月の前三月間(以下四半期といふ。)の保険料を除して得た額に三十で除して得た日数を乗じて得た額。

二 二以上の特定賃金月額の適用を受けた場合は、それぞれについて前号の規定により計算して得た額

(被保険者期間の特例)

第三十八条の二十 特定賃金月額に

係る被保険者については、第十四

条第一項の規定にかかわらず、賃

金の支払の基礎となつた日数が一日以上十一日未満の月についても、その月を一日として計算し、被

保険者の資格の得喪のあつた月についても、この限りでない。

(賃金日額の特例)

第三十八条の二十 特定賃金月額に

係る被保険者については、第十四

条第一項の規定にかかわらず、賃

金の支払の基礎となつた日数が一日以上十一日未満の月についても、その月を一日として計算し、被

保険者の資格の得喪のあつた月についても、この限りでない。

(保険料額の特例)

第三十八条の二十二 第三十一条及び第三十四条第一項の規定の適用について、各月につき、小規模事業主が賃金を支払ったすべての被保険者に係る特定賃金月額(支

金の基礎となつた日数が二十日未満である月がある場合は、この限りでない。

を含む。以下本項において同じ。)の代表者に、「前二条」を「前三条」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の規定により法人でない失業保険事務組合が処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその失業保険事務組合を代表する場合に代理人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。ただし、第三十四条の二、第三十四条の四、第三十五条、第三十六条及び第三十八条の改正規定並びに附則第二項から第四項までの規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の失業保険法(以下「新法」という。)第三十六条第四項及び第五項の規定は、この法律の公布の日の属する月以後の月の保険料について適用する。

3 新法第三十八条の規定(国税徵収法(明治三十年法律第十一号)第四条ノ二から第四条ノ五まで及び第九条ノ二の規定に係る部分に限る。)は、この法律の公布の日の属する月以後の月の保険料及びこれに係る徴収金について適用する。

4 この法律の公布の日から昭和三十八年三月三十一日までの間ににおいて被保険者の資格の取得の確認があつた場合については、新法第十四条第二項、第二十条の二第四項及び第三十四条の二第二項中「二年前」とあるのは、「二年前」と読み替えるものとする。

刑法の一部を改正する法律案
(議案通知)

一、去る十八日次の内閣提出案(參議院回付)に対する參議院の修正に同意した旨參議院に通知した。
日本育英会法の一部を改正する法律案

一、去る十八日參議院送付の次の内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。

企業担保法案
(議案通知書受領)

一、去る十八日參議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る十八日參議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法案
一、去る十八日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国家公務員共済組合法案
國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案
地方交付税法の一部を改正する法律案
児童福祉法の一部を改正する法律案

理化研究所法案
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案
下水道法案

義務教育諸学校施設費国庫負担法案

一、去る十八日參議院において、第十六回国会及び第二十七回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

一、去る十八日參議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、輸出品検査所の支所の設置に関する承認を求めるの件

一、昨二十一日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

地方鐵道軌道整備法の一部を改正する法律案
(議案撤回通知書受領)

一、去る十八日參議院から、三月二十二日予備審査のため送付された次の議案は、昨十七日提出者から撤回の申出があり、委員会において、これを許可した旨の通知書を受領した。

べき地教育振興法の一部を改正する法律案(秋山長造君外二名提出)

衆議院会議録第三十一号中正誤

段	行	誤	正
六九 一	一 から五	保育	保有
六七 一	一 から三	ついて、	ついては、

昭和三十三年四月二十二日 衆議院會議録第三十三号

明治三十五年第二種郵便物認可

定価一部十五円
(但し員外紙は二十五円)
郵送料共
発行所
東京都新宿区市谷木村町一五
大藏省印刷局
電話九段三一三三
七四一